

2 日 目 (12 月 6 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第17号）

平成18年12月6日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聡君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	19 番	松山 清君
20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君	22 番	小野沢 久君

1 欠席議員は次のとおりである。

18 番 沼崎 満子君

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委 員 会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第4回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 12月6日（水）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第68号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第69号 福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第70号 福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第71号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第72号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第73号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第74号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第75号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第76号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第77号 福生市まちづくり景観条例
- 日程第12 議案第78号 福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第13 議案第79号 東京都後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第14 議案第80号 東京たま広域資源循環組合規約の変更について
- 日程第15 議案第81号 東京都市収益事業組合規約の変更について
- 日程第16 議案第82号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第83号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第84号 福生市児童館等の指定管理者の指定について
- 日程第19 陳情第18－9号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める陳情書
- 日程第20 陳情第18－10号 療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情書
- 日程第21 陳情第18－11号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書

午前10時 開議

○副議長（森田昌巳君） ただいまから平成18年第4回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、議会運営委員長より報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭にお願ひしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして御報告とさせていただきます。

○副議長（森田昌巳君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。6番前田正蔵君。

（6番 前田正蔵君質問席着席）

○6番（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき質問席から一般質問をさせていただきます。

今回は、第4次福生市行政改革大綱について2点お尋ねいたします。

1点目は、行政改革大綱の数値目標について、2番目は事務事業評価について、以上2点について質問させていただきます。

1番目、行政改革大綱の数値目標について、福生市は第1次行政改革大綱は昭和62年に策定され、もう19年の歴史があるすばらしい行政改革大綱の歴史になります。社会の変化、幾多の変革を乗り越え、本年3月に第4次行政改革大綱が策定されました。今回は平成21年度までの中期的行政改革大綱であります。内容は時代を先取りしたような、すばらしく充実した冊子の内容であります。私は大きく評価したいと思います。

しかし、冊子の中の経過年度の数値は、単なる歴史の時系列に過ぎないし、福生市の財務実績の歴史に過ぎない。ここで大切なことは、せっかく平成21年度までの行政改革大綱であり、財務上のいろいろな大きな重要項目、例えば歳入面では市税、国、地方の補助金とか交付金、その他いろいろな収入勘定の大きな項目並びに歳出面では人件費、物件費、扶助費、特別勘定の繰出金などのいろいろな支出の勘定の大きな項目、また借入金の年度別借入金並びに返済金を含む総額借入金の予想残高などについても数値目標を設定した行政改革並びに財政の立て直しも含めた改革大綱でなければ

ならないと思います。

一般企業の中長期事業計画には、基本方針の説明と到達するゴールの数値、毎年度の推定できる貸借対照表、損益計算書の作表が目的になっているほかは細目にわたる説明であります。

行政改革は、事後の歴史を背景にして今後の進むべき合理的、効率的な方向性を推測したものであり、事前計算の推測による計画のすべてであり、行財政についての実現可能な一定条件での想定である。事前計算の数値目標を含めた行政改革、財政改革は絶対条件だと思います。

昭和62年度、第1次行政改革の策定は、当時は初めてで事前の数値の想定は困難であったと思いますが、あれから19年の歴史があり、19年間行政改革を言われたことになっている。

もう中長期の数値は事前に読めるのではなかろうかと思います。行政改革には目標の定めた数値があり、その数値を活用した最大の市民サービスについては、手法手段は千差万別であろう、それが職員の能力開発の競争にもつながります。

P85に取消
発言あり

職員の意識改革は、もう19年間の歴史を持って卒業してもらい、数値目標による改革に着手して、より効率的な市民サービスの実績を求めなければ———13字削除———。

冊子の文章の説明だけでは、行政改革大綱は抽象的で具体性がなく、職員全員に理解させるには、毎日の業務の中に生かせるよう、常に頭に入れてもらわなければならない。具体性がないため職員は言われたときだけ考え納得するが、翌日は頭から離れ、持続性はない。事業内容に数値目標を提示して、監督責任を明確にして、各部署、職員が一体となってすべての知恵を出し合い、初めて効率的な行政改革といえる。

各自には事業の目的と数値を提示して、責任を持たせて、常にチェック管理、強化することにより初めて頭から離れなくなる。特に管理職は毎日、機会あるごとに改革とか改善の言葉を職務中職員に声をかけることも大切だと思います。頭に焼き付けなければならないと思う。

一般企業の販売セールスマンは、寝ても起きても頭から離れないのは自分の売り上げのノルマの数字であるように、行政マンも行政改革、改善が頭から抜けるようでは一流の行政マンにはなれないし、上司から言われたことだけをやる単なる月給取りに過ぎない。職員全員が行財政、改革体制、大きな苦しみを幾つも乗り越えなければ行政改革は成功しないと考えられる。

第4次行政改革大綱はよくできていると思いますが、数値目標を入れた各論は全く見えてこない。文章だけの改革に過ぎない。平成21年度末には一体どのような福生市の財政状態になるのか、せめて推定、貸借対照表並びに行政コスト計算書をつくり、平成17年度の貸借対照表、行政コスト計算書などを比較して、その差額の数値を説明して初めて行政改革の成果が評価できるのであります。事後の結果は努力のあとが評価できますが、これを一步進めて努力目標数値として取り組んだならば、もっとよい数値が実現できるはずである。

東京都では平成18年7月に、平成18年度予算ベースとして19年度、20年度、

21年度にわたる財政運営を中期にわたって財政フレームをつくり、中期的視点に立った財政運営を進めるために、現時点で見込まれる細目にわたる主な歳入、歳出の区分項目の増減要素を加味した上での試算できる諸表をつくり上げました。

今後の社会情勢の変化に対応した予算編成に拘束するものではないとしていますが、ただし、今後3年間の予算は要求枠はゼロシーリングを基本とする。このように東京都では数値を入れた予測業績の評価、比較を明確にしております。

そこで、市長にお尋ねします。行政改革には数値目標を設定して、最小の費用で最大の市民サービスを提供できるかが行政改革の策定の目的である。数値のない経済性とか効率性を評価することは当然不可能であります。市長の考えについてお尋ねします。

2点目、事務事業評価について、第4次福生市行政改革大綱29ページには、各事務事業に対しての見直しとありますが、発想の転換など熱意は感じられますが、実態の各事業コストの計算が正確に、今の会計システムでは無理であり、残念であるが、年間予算実績とか対比などでは本来の事務事業評価にはつながらない。

今の会計システムは複式簿記による発生主義会計に切り替えなければ正確な数値算定はできないし、したがって、比較も正確には無理であります。まず行政のコストを正確に計算できなければ、経済性や効率性を評価する基準数値がなければならない。

事務事業評価などのシステムをとり入れるには、まず事業の目的と正確な各事業のコスト計算と、多くの市民のサービスの満足度がどれだけ得られるか、成否の鍵であります。比較する数値が不確定なものでは事務事業評価は不確実なものになる。

それには、まず複式簿記による発生主義会計を採用して初めて各事業別の行政コストが正確に把握されて、事務事業評価システムが正しく比較検討されなければならない。今の会計システム、現金主義では事務事業評価の正確性は望めない。

私は総務省の会計システムにこだわる必要はないと思います。従来の処理システムで今後の変革する社会には、今の会計処理では難しく、困難である。市民に対して正確な、数値による説明責任が果たせなくなります。

従来の会計システムは、当年だけの予算オンリー主義、また予算絶対主義の現金主義は、多様化する自治体の経理会計システムに合わなくなっている。複式簿記による発生主義会計システムで処理すれば、財務のどのような書類も簡単に作表できます。現在は各自治体で発生主義を取り入れた独自の会計システムを開発して、資産、負債など細目にわたる項目並びに行政別コストの正確な数値を算定して、その評価を市民に公表している自治体が多くなっております。

そこで、市長にお尋ねします。正確な事務事業評価を採用するには、まず各事業の目的と正確な行政コストの計算が当然であり、目的や事業コスト、その効果を明確にして公表しなければならない。それには発生主義会計を採用した会計システムが前提になりますが、市長の考えをお尋ねします。

以上、2点について1回目の質問とさせていただきます。御回答よろしくお願い申し上げます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） おはようございます。前田議員さんの質問にお答えしてまいりたいと思います。

第4次の行政改革大綱についての1点目の数値目標についてということではいろいろお話いただきました。御質問の全体的なことについては、後ほどちょっと申し述べたいと思いますが、本大綱につきましては、第3次大綱の目標期間における行政改革の推進状況並びに議会等でいただきました御意見等を検討いたしまして、また国から示された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を参考にいたしまして、明確な数値目標の設定、あるいは市民にわかりやすい内容とし、行政の自立的規範として策定をいたしたところでございます。

本大綱では、幾つかの数値目標を定めておりまして、一つとしては、経常収支比率を平成16年度の26市平均である91.3%以下にすること、17年度は95.5%になっておりますけれども、それを下げていくということです。二つとしては、そこから推計される経常的な財政規模、これは臨時的に建物をつくるといったようなものを除くわけですが、それを190億円とすること、三つとしては、職員数を395人以下とすることとしております。この数値目標の達成並びに重点項目の具体的な推進事項を定めたものが行政改革大綱推進計画でございまして、推進事項並びに目標年度等を定め、着実に推進することとしております。

この推進計画に基づき、職員数の適正化や財政健全化などの推進のための具体的な事業として定員適正化計画、職員採用計画や公共施設の維持更新計画の策定などを進めているところでございます。

推進計画は大綱の目標、目標数値達成のための事務事業を定めたもので、個々の数値目標を設定しておりませんが、計画目標期間内という時間内で目標達成をしていくという、そういうスタイルになっているわけでありまして、これを見ながら全体的な改革を考えていくと、こういうことになってまいります。

ところで、ただいま御指摘のございましたお話でございますけれども、企業会計の視点から自治体の会計を見ていきますと、さまざまな問題がございます。それについての今御意見をいただいたわけでありましたが、自治体会計につきましては計画と行政というものをきっちりと区分けをいたします。一つは、それで計画については要するにありうるべきこと、あるいはやらなくてはならないことをもってまいります。それからもう一方で、財政という形で一方では現実にあるお金の問題が出てまいります。その双方を要するに組み合わせた形で予算というものが編成をされていくという過程になりますが、当然単年度が中心になってしまうという、そういった問題があるわけです。それをどういうふうな形で、将来の問題に引き付けた形で処理をしていくかということになりますと、企業会計の視点というものを入れざるを得ないというふうになっております。

今回の行政改革大綱、あるいは計画でございますけれども、したがって、そういったものと将来に対する財政計画というものをくっつけないといけないという作業が出てくるわけですが、その後半の部分については、現行では実施計画の中に一部、3カ年計画でございますけれども、財政計画を入れてはおります。

ただ、これはかなり大ざっぱなものでございまして、全体的に言えば、今お話のございましたようにもう少しきちんとしたものをつくっていかないといけないというのはそのとおりだというふうに思います。

特にここで財政白書を出させていただくことにしておりますけれども、財政白書というものが一方の形で出てまいります。それは現実のところまでの形を説明をいたしますが、その先についての説明を含めた形で、いわゆる今お話がありましたような企業会計を含めたような形での将来予測といったようなもの、そういったものをこれからつくって、付け加えていかななくてはならない、そのことについてはまさにそのとおりでございまして、それに伴うさまざまな試行、試しがそれぞれの自治体で始まっているところであるというふうに認識をしております、そのことについては今後できるだけ早い時期に、いろいろな形で進めてみたいと、こんなふうに思っております。

それから、2点目の事務事業評価についてですが、行政施策につきましては数字だけでは判断できない部分もございしますが、その評価には当然目的の達成度や費用対効果、あるいは実施方法等の妥当性についての数字的な裏付けが必要でございします。

特に近年では市民要望が多様化し、また少子高齢化に伴う福祉、保健、医療にかかわる経費や、西多摩衛生組合負担金を初めとする環境対策費に多額の財源を必要としている中で、市税や地方交付税などが以前に比べ大幅に減少してきている状況がございしますので、常に費用対効果を考え、限られた財源を有効かつ効果的に配分し、可能な限り最小の経費で個々のサービスに努めていく必要がございします。常にコストについての意識を持って事務事業に対応していかなければ、新たな行政施策の実施に経費を回すことができませんので、このことは徹底して対応していかなければならないと考えております。

したがいまして、これまで職員数の削減、事務事業の見直し等により何とか財政を維持してきてまいりましたが、今後におきましてもさらにすべての事業について常にチェックをしながら行政を進めていかなければならないと考えております。

その意味で、御指摘のありましたような発生主義会計を採用した会計システム、いわゆる企業会計的な考え方を取り入れた会計システムということになりますが、これと現行の自治体会計システム、そのよいところを、長所を組み合わせる形で作り上げて、市民の皆様に関わりやすく説明をしていけるような材料、資料をつくっていかなくてはならない、そういう時期にきているというふうに思っております。

そのことをもとにして、市民の皆さんもこれを使った方がいいということと、それから現実のお金の問題というものを重ね合わせた形で政策選択をしていただけるような、そういう考え方に立って今後は進めていかななくてはならないということは、まさにとおっしゃるとおりでございします。

このことについては、企業会計システムの導入の問題につきましては、既に研究を始めておりますので、そう遠くない時期にその方向で数値をだんだんに出させていただきます。

いずれにしても、一般会計の部分、あるいは特別会計の部分について、ことしコスト計算書等を出させていただきましたけれども、それをさらに組み合わせて説明がで

きるような形にしていくという作業になろうと思います。

それから、もう一つだけ申し上げさせていただきますと、自治体会計は、御存知のように企業の会計と違いましてある意味では金がなくてもやらなくてはならない仕事というのでも出てまいります。ただ、金がなくてもという言い方は非常に変でございすけれども、そうしますと、金がないのですから、その金の部分をどこかの仕事をやめてそちらに回すという考え方をせざるを得ないというふうに思っております。そういう意味では、市民の皆さんに今まであった形でのサービスというものがもう一方の方に移さざるを得ない、金の面では移さざるを得ないということになってまいりますので、その辺ができるだけわかるような形での資料をつくりなさいという御指摘だと思います。

そんなことを今始めているということと、それからこれから努力していきますので、ぜひ御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で前田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（前田正蔵君） 市長からの御答弁、まことにありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

第4次福生市行政改革大綱には「自立した自治体の確立を目指す」とありますが、そこで2回目の1点目の質問は、平成21年度までの中期行政改革大綱ですが、私は本文で申し上げたように、財務の数値の伴わない行政改革は考えられない。絵に書いた餅で空腹は満たされない。予算と資金繰りとか、資金運用とは別の問題であるということをお願いしたい。

過去の数値は、平成8年度から平成16年度までの実績が作表されておりますが、平成21年度までの各年度別の延長線上の数値を条件付で作表できないことはないと思います。出てくる数字が自分の思ったような数字ではないから、こわいからつくれない。また自信がないからつくらない。私はそう思います。自信を持ってつくってほしい。一度つくったら自信がつくでしょう。

各延長線上の作表ができれば、平成21年度までの各年度の財政の枠組みができる。歳入の枠と歳出の枠が細項目にわたり出来上がると思います。したがって、貸借対照表も行政コストも年度別、楽に出来上がります。

そこで、お聞きします。数値の入れない理由についてお聞きします。

2点目は、複式簿記による発生主義会計システムの導入はどのように考えているのか、これは事務当局にお聞きしますが、事務事業評価システムについては、発生主義によらなくとも各事業別の行政コストは正確に数値は出ますと考えているのか、経済性とか効率性は利益団体でないから考えていないというのか。

そこで、お聞きします。今の会計システムから複式簿記による発生主義会計の移行はいつごろ、どのように考えているかお聞きします。

以上、2点についてお聞きします。明確な御回答をお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） おはようございます。再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の推進計画に数値を入れない理由についてでございますが、まず第3

次の行政改革大綱では推進のための基本理念等について定め、具体的な数値目標といたしましては、推進計画で職員数の削減率等を示し、職員数の削減、人件費の抑制を中心に事務事業の見直し等による改革を進めてきたところでございます。

その具体的な成果として、毎年度の当初予算並びに決算での反映額を取りまとめ、議会にも御報告をさせていただいておりますが、第3次行政改革大綱の目標期間内の歳入の確保と歳出の抑制を合わせまして約60億4200万円の効果があったと、そのようにとらえております。

さらに、第4次の行政改革大綱につきましては、市民によりわかりやすい内容といたしまして、最も基本となる財政規模と経常収支比率、それに職員数のこの三つの数値目標を定め、この大綱に基づく推進計画では具体的な改善事業等をお示しをいたしております。

また、それぞれの目的に応じ職員適正化計画や、施設の修繕計画等を定め、さらに先ほど市長答弁にもございました現在策定中の財政白書では、これまでの財政状況や、それに今後の財政計画等の市民にわかりやすい数値目標等を設定をしております。いずれにいたしましても、大綱や推進計画、それに各種計画等できる限り数値目標を持った取り組みといたしております。

続きまして、2点目の発生主義会計への移行についてでございますが、市では現在、総務省が設置をいたしました地方団体の総合的な財政分析に関する調査研究会、この作成の全国統一形式のマニュアルに基づきまして平成12年度からバランスシート、また、平成13年度から行政コスト計算書を作成し、さらにこの平成16年度決算分からは下水道事業会計など公営事業会計の決算分を加えまして、市全体の会計を連結したバランスシートを作成をいたしております。

数値等の分析につきましては、他市等の比較や歳入面及び性質別歳出の前年度決算額との対比、また、経常収支比率や公債費比率など財政指標などの決算分析とも照らし合わせ、活用し、予算編成時等に活用、反映をいたしております。

また、国の動きといたしましては、総務省は本年8月に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の中で地方公会計改革を掲げておりまして、地方公共団体における公会計改革及び資産改革、債務改革について今後の方針を示しております。

その内容でございますけれども、本年の8月に閣議決定されました「経済財政運営等構造改革に関する基本方針2006」の中の資産、債務管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては国の財政書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて計画的に整備を進めるという方針を踏まえたものでございまして、地方公共団体は国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、それに行政コスト計算書、資産収支計算書、準資産変動計算書、この四つの表を標準系として国が定める財務書類作成標準モデル、または財務書類作成にかかる総務省方式改定モデルを活用し、人口3万人以上の都市につきましては、3年後を目途に公会計制度の推進を図ることといたしております。

国ではこの制度の導入に伴う諸課題を検討した上で、財務書類の作成や資産評価に

関する実務的な指針を現在作成中でございますので、市といたしましては今後の国の動きや東京都の公会計改革の取り組みの成果等を踏まえまして、また他市との情報交換や制度導入経費についての研究等を行いながら、複式簿記、発生主義会計に向け準備をしていく予定でございます。

いずれにいたしましても、市全体の財務状況をこれまで以上に正確かつ迅速に把握することによって限られた財源の効果的、効率的な活用に努め、公会計制度の目的や意義等を踏まえまして、現行制度との組み合わせの中で検討をまいります。

○6番（前田正蔵君） 丁寧な御説明まことにありがとうございました。もっと効率を上げるにはちょっと大ざっぱ過ぎると思う。4項目や5項目で改革大綱なんてのはとても私は無理ではないのかなと、もっとやはり細目にわたった管理体制の強化というのは、僕は当然考えるべきではないかなと、いろいろ難しい点もあろうかと思いますが、行政改革は自信を持って行動しなければ、改革は私は難しいと思います。

最後に要望として、また私の考えとして申し上げます。ことしの11月17日の新聞に掲載された記事で、首都圏フォーラムの中で、東京都からは地方自治体における会計制度改革について提言がありました。石原知事は都がことしから導入した複式簿記、発生主義会計についてどこの企業でも、小さな企業でもやっている会計制度を自治体がやらずにしてどれだけ市民の期待にこたえられるのか、また税金の使い方ができるのかと訴えた。

これに対して、東京都商工会議所連合会会長山口信夫氏は「行政は住民に対する説明責任があります。現在の自治体の決算書は民間から見るとよくわからない部分が多い。今後は複式簿記、発生主義会計の導入を進めるべきだ」とした。このように各行政は複式簿記発生主義会計に移行する機運がなお一層高まってきております。既に多くの自治体で取り入れているとの情報もあります。

現在の福生市の会計制度は、総務省の会計制度を採用しており、従来の出納とか会計は単式簿記であり、専門家は必要なかったと思いますが、今後は複式簿記発生主義会計を取り入れる予定があれば、フローの確立するまで一時的には簿記の知識のある技能者も考えるべきだと思います。

今、行政の破綻で話題になっている北海道の夕張市の場合、今市民に行政は破綻の説明会を開いているが、市民は納得できず、途中で退場した場面がテレビに放映されていました。

破綻の原因はいろいろあるが、私はこのテーマパークはすべてにおいて身の丈に合わない規模のテーマパークをつくり上げたと思っている。中・長期の見通し、読みが甘かった。資金をふんだんに北海道庁で許可した。数値の見通しの弱い計画で、経営的にはリスク管理がゼロに近かった。炭坑の閉山を見通して雇用が優先して、その手段としてテーマパーク計画を企画された。雇用が優先した感じが受けとめられる。事務事業評価をやったらこのような事態はなかった。

また、原因は人口の急激な減少も大きな要因ではありますが、しかし、テーマパークをつくるときは行政、議会、市民はもろ手を上げてこれは賛成した。しかし、今は行政の責任が市民にも影響して、高い税金という重い荷物を市民が背負わされた。

私はこの責任は行政の粉飾決算も一番大きいですが、議会にも行政の監督責任という責任は考えられるのではなからうかと思えます。これについては10年前からうわさがあったが、だれもストップすることはできなかった。借金の実態を把握しているのは市長と一部の職員であったと、あとはだれも知らなかったということでございます。

この件は特別なケースではあるが、行政はもっと数値を入れた経営感覚と、数値の入った中・長期計画、リスク管理など数値を入れた先を読む行政であってほしかった。事後の集計屋さんでは手遅れになる。きょうの新聞で夕張市は85%の市の職員の早期退職検討中との記事もあった。

以上で一般質問並びに要望について終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） 次に、16番青海俊伯君。

（16番 青海俊伯君質問席着席）

○16番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平成18年もあと1カ月を切って、このときに第4回定例会の一般質問をどのように行うべきか、福生市を取り巻く内外の課題の大きさを考えると、時間が幾らあっても切りがないと思えるほどであります。その中で同僚議員の質問に任せるところは任せるとして、私は以下の3点について質問をするものであります。

質問項目は大きく3点、介護保険関係の利用者負担軽減について、そして地域力向上の施策について、最後に商店街振興についてであります。

まずは介護保険関係の利用者負担軽減についてであります。介護保険の改正が平成18年4月から行われて、介護予防と自立支援で「いつまでも自分らしく」をモットーに動き出しました。

その趣旨には異論はなく、従前型の介護サービスであると、せっかく利用者個人が持っているできる機能、残されている機能も衰退させかねない。何でもやってあげる的なサービスがかえって介護保険制度の本質と離れてしまい、年々要介護度が高くなってしまいう傾向に歯止めがかからなくなっております。これを防ぐために介護予防の概念を入れて、残された機能を十分に生かして、少しでも介護度が重くならないようにと支援していくという体制へと変ってきたと認識をしております。

そこで、制度としてやむなく生活支援サービスが生まれ、要介護1を細分化して、軽度のうちにしっかり手を打っていこうということになりました。しかしながら、制度を変更するとどうしても変更に伴うサービスの低下というすき間が発生してしまいます。今回はこの件についての対応を正して、改善の糸口を見つけ出したいと願っている次第でございます。

1点目として、介護保険利用サービスの変化についてお尋ねをいたします。新予防給付の創設と機能サービスの見直しで介護現場にどのような変化が起きているか、ここでは新予防給付サービスが開始された半面、従前のサービスの見直しが図られた結果、家事援助サービスの食事について、少々細かいのですが、お尋ねをしたいと。

食事には調理する、いわゆるつくること、そして食事をする、いわゆる介護保険でいうところの食事の介助であるわけですが、今介護現場で起きている実態を見るにつけ、何とかならないものかという思いがしております。

それは何かといいますと、今までの家事援助サービスでは利用者の食事の調理は認められておりましたが、今回の改正において、単身者及び高齢者家族を除く家族形態、いわゆる高齢者に御家族がいらっしゃる場合、利用者の食事の調理は家族が行って、介護サービスは対象外となっております。いわゆる食事の介助のみとなっているわけでございます。

このことから、親と同居している娘さんがいるとすると、その娘さんは出勤前に親のお昼や夕食分を調理しておかなければならないということになってまいります。とても時間的に無理なので、今ではコンビニやファミレスで実施している、いわゆるケータリングと言われるような配食サービスを利用しているといった状態もございます。これでは何のための介護保険サービスなのかわからないという。

実態は大手の居宅サービス事業所は厳格に行って、小規模の事業所は臨機応変に対応するといった傾向が出ているようであります。確かにサービスの改正のポイントを読みますと、「既存サービスの見直しの中で、家事代行型の訪問介護の利用については、1人暮らしや高齢者夫婦世帯などでみずから家事を行うことができない場合に限り、ケアマネジメントに基づいて必要な家事援助サービスが提供される」とあるので、それをそのまま使うとこのようなことになってしまうわけであります。

そこで、地域密着型というか、小規模の事業所は生活支援サービスの中で行うわけですが、このような実態の変化をどのように認識されているか、またはどのように対応されるべきと思われるのかお考えをお聞きしたいと。

私は利用者の残存機能の回復という観点からすると、自分で料理をつくるということに関しては賛成であります。それも単純に家族構成で区分するというやり方は実態と乖離した、心が入ってない制度になってしまうと危惧しております。単独高齢者世帯、または高齢者のみの世帯以外に、例えば紹介したような娘さんと同居している高齢者の場合には、実質的に昼間は1人住まいの高齢者と同じでございます。このような場合はケアマネジャーさんがその実態に即してサービス計画を立てるべきであると考えております。

ほかにも幾つか事例があるのですが、まず第1回目の質問の中ではこの調理と介助についてお尋ねをしたいと思っております。再質問の中でまた別の角度からお話をさせていただきます。

2番目として、介護保険外の生活支援サービスの活用が十分かどうかということでございます。今申し上げたような、さまざま発生すると思われる事態については、介護保険サービスの弾力的運用の可能性と、福生市の高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業の併用など、この事業の活用内容について伺うものでございます。

要するに介護保険でできない部分は家事援助サービス等で行うことが望ましいと一つは思うわけですが、そうすると福生市で行っている高齢者生活支援ホームヘルプサービス、その他の各種のサービスがどのように変化しているかについて伺い

するものであります。

3番目は、特殊寝台に対する助成制度でございます。さきの定例会の一般質問にも取り上げました介護保険法の一部改正に伴って要支援――経過的要介護者と申しますが、または要介護1の方は特殊寝台については原則として貸与ができなくなりました。このため激変緩和の施策として特殊寝台の貸与を日常生活給付事業に組み込む方法や、他市の例を引いて特殊寝台の貸与事業について一般質問で提案をした経緯がございますが、このたび東京都では平成18年度に限り、時限的ではありますが、自立した生活の継続が認められて、市が特殊寝台の購入費の助成を実施する場合に限り補助金を交付することとなったとあります。

条件としては、本年3月31日時点で特殊寝台の貸与を受けている。特殊寝台というのは平たいベットではなくて、ツーウェイのモーターの付いている、膝だとか腰が折り曲るベットのことでございますが、この3月31日時点で貸与を受けていて、介護保険法の改正で対象除外とされたもの。そしてさらには日常生活の中で必要と認められるものであって、来年の3月31日までに購入した者に限り購入費の一部を助成すると。この4条件が整って初めて有資格者となるわけでございます。

本人負担額は所得に応じて最高でも購入費用の2分の1と3万円のいずれか少ない額であり、利用者にとってはありがたい限りであります。そこでせっかくの事業を開始するのでありますから、時限法というのではなしに、今後も東京都の補助があってもなくても存続していくべきであると考えますが、いかがでありますでしょうか。

また、どれぐらいの対象がいたのか、改めてわかりましたらお聞かせいただければと思います。

次に、項目の2番目、地域力向上の施策についてであります。

まず初めに、公的施設の指定管理者制度と地域団体の関係についてお伺いをいたします。阪神・淡路の大震災以降、地域力という言葉が多く、防災の観点からも安心・安全のまちづくりの観点からも言われ初めておりましたが、この地域力が問われる中で、生涯学習や子育て支援に関する施設運営には地元の企業団体が優先的に関与できる制度になっているかをお伺いするものであります。

このたび、児童館等の指定管理者候補者の選定が行われて、豊島区の所在地にあるNPOが選定されたと伺っておりますが、私どもも指定管理者制度の導入には積極的に同意をして、本来の公としてやらなければならない事業を徹底して見直して、民間活用することについては多いに賛成であります。

しかしながら、事生涯学習とか、子育て支援とかの部分は極力地元の人材、地元の団体を採用していくのが筋ではないかと考えております。子ども、そしてそこに住む市民、住民にとって地域は、子どもにとってはふるさとであり、そういう地域の特性、風土、環境というか、人や自然や町並みが夢大きい子どもたちには大事であり、それらの観点からの配慮は必要ではないかなと、このように考えております。

それには、審査過程の評点、いわゆる評価点の配分について、地域の力を醸成する、育成していくという観点からお伺いしたいのですが、実績の評点がかなり高い位置を占めていると私は見ました。すると実績のない団体はほとんど参入がかなわず、他の

地域で実績を持っている企業、団体が最終選考に残ることになりはしないでしょうか。

地元で行っているいろいろな活動の実績をこの指定管理者制度の該当する実績に置き替える、いわゆる見込みとしてこういう事業を地元で長年やっている団体、企業であれば多分こういうことについても、ここまでするであろうという、置き替える、類推して点数を入れられなければ新規参入の可能性は出てこないわけではありますが、この新規参入の可能性の出てくるような評点のあり方についてはどのようにお考えになっているかをお伺いをするものであります。

2点目は、市の補助といいますか――出ている企業、団体に関しての地場産業の参入の優先は考えられないか、地産地消の観点を大きく拡大解釈をして、地元の企業等とのかかわりをどうするのかをお伺いをいたします。

地域産業の活性化として福生市からはいろいろな事業に立ち上がり、あるいは継続的な支援がされていると思われます。あるいは市においても、例えば購買する物品、使用する物品は極力市内の業者さんから入れようという努力をされているとは思いますが、また建築関係の入札では、下請けさんは極力市内の業者さんを使用するようにという条件が付されているようではありますが、地産地消を大きくとらまえば、市内の業者の活用は不可避であります。

入札制度においてどのように地元優先の論理を組み込まれているかについてお伺いするものであります。

3番目でございますが、商店街振興についてお伺いをいたします。

福生市の議員さんの中には、商店街の中で現役として御活躍の議員さんも多いわけで、私がこのテーマを取り上げるのもいささかはばかるわけではございますが、物事すべて角度を変えてみると、思わぬところから「ひょうたんからコマ」ということもございますので、お聞きをいただければと思っております。

現在の商店街振興策の成果について伺うものでございます。どのような振興策を、どのような目的で実施して、どのように評価をしているか、新・元気を出せ商店街事業費補助金交付事業の状況はどうなっておりますか、お伺いをします。

この中にはイベント事業として集客力を高めるイベント、環境対策に対するイベント、あるいは地域福祉に貢献するイベント等々もあり、また活性化事業として商店街施設整備事業、販売促進事業、その他の活性化を図るための事業、そして展開していくと、今庁内でもプロジェクトを組んでいるところのFCについても、その可能性をお伺いをしたい。

また、観光事業の補助金として、交付事業として桜まつり、あるいは七夕まつり等を行っておりますが、この事業の実績、集客力はいかほどになっておるのでしょうか。

知らなくて聞いているのではなしに、あえてお聞きしているのは、今回のテーマは、要するに私自身は福生市の商店街といいますか、イベントには非常に強い、集客力はとてもある。しかしながら、それが各商店街のリピーター、日常の顧客につながってこないところに問題がある。どうすればそれがうまくリンクできるのかというのを一消費者として見た場合に、本当にこれでいいのかなという疑問を持っておりますので、

お伺いをいたしました。

2 番目に、商店街と商工会との市の協議等はどのように行っているかお伺いをしたいと。

3 番目には、先進的な商店街の取り組みについてどのように、市として、市の地域振興、あるいは商店街振興の担当の職員の皆様方は取り組まれてきているのかということをお伺いするわけですが、先般、私どもの会派、福生市公明党は江東区の砂町銀座に行ってみいました。横浜元町の商店街に続くと言われているぐらいにぎやかな商店街であります。七夕まつりも福生の十何年前から始まっているといいますが、50回とか60回とか伺っておりますが、その砂町銀座、明治通りと丸八通りの間に、ちょうど銀座通り商店街を三つ足したぐらいの距離でしょうか。大体牛浜、福生間ぐらいでしょうかね。180店舗が軒を連ねておりますが、非常ににぎやかな商店街で、毎日の来客数が1万5000人といわれております。毎日のようにテレビ各局が取材にきている。これも商店街が呼んでいるのではなしに、もう取材させてくれということばかりで、私も商店街、明治通りから丸八通りまでくまなく見ましたけれども、あっこれは視察ではなかったら買物かごを持って買いたいと思うような店ばかりでありました。楽しくてしょうがないという商店街であります。

要するに一体感のある商店街、砂町銀座ですから、下町でございます。文化の香がして、それぞれの店が顧客確保に懸命に取り組んで、とにかくにぎわってわいわいがやがや、要するに輝く街福生の中でにぎわいのあるまちという、まさににぎわいとはこういうもののなのだろうなと思う思いがいたしました。

お客がお客を呼んで、マンネリを打破して行って、イベントとの関連も、しっかりイベントも行っていくと、「きれいで見にくる七夕」でなくて「楽しく買物をする七夕」であるというふうに商店街振興会の会長さんは言っておりました。

同業者が軒を連ねていてもそれぞれの特色を持っている。しかしながら一つの、洋服屋さんなら洋服屋さんにしでしょうか。最大でも軒を連ねるのは4店舗が限度でしょうと、特色を出し切るにはというお話でございます。お肉屋さんの隣にお肉屋さんがあるといった町並みでございますが、かといって、駅前立地がいいかというと、一番近いと言われている西大島、都営新宿線ですが、歩いて20分かかります。どの駅に行くにも15分から20分かかるところを、その商店街は存在しているわけであります。

このような、確かに地域は違って、その中の商店の個性も違うわけですから、すぐにとは、それがすぐにもってこれるという道理はないと思いますが、そういう先進市の中にもなるほどなと、同じ悩みを持ちながら、またいいところもあるなというところの中で、市としてはどのような、そういう先進的な、にぎやかな商店街を視察されたり、取り組んでいることがございますかということをお聞きしまして、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○副議長（森田昌巳君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

~~~~~

午前 11 時 15 分 開議

○副議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険関係の利用者負担軽減についての 1 点目、介護保険利用サービスの変化についてと、2 点目の介護保険外の生活支援サービスの活用が図られているのかとの御質問は関連がございますので、あわせてお答えをしていきたいと思います。

御指摘をいただきましたように、今回の介護保険の制度の改正によりましての中身につきましては今御指摘がございましたので、重ねては申し上げませんが、いずれにいたしましても、お話のありましたように、サービスをすることによって本人のやる気、あるいは機能といったものが低下をしていくことを防いでいこうということが新予防給付の原則ということになっております。

また、これに関連しての御指摘の事例もございましたけれども、居宅介護事業者により食事調理、あるいは食事介助についてのサービス内容が異なるとの御指摘がございました。ある居宅介護事業者は食事をつくらずに食事介助だけであったり、運用で両方のサービスを提供する居宅介護事業者があったりといったようなことでございます。

介護予防訪問介護では、利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合いや支援サービスが受けられない場合には、ホームヘルプサービスが提供される。さらに介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点について、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題にかかわる改善状況を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努めるとされております。また事業者は自立支援の観点から、利用者が可能な限りみずから家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取り組み等による支援や、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないとされているところでございます。

御指摘のケースにおきましては、利用者それぞれさまざまなケースがございますので、個々の利用者の実態に基づくケアプランによるサービス提供がどのようになっているかという事実が重要ではないかというふうに考えております。

また、どうしてもプランに盛り込めないサービスにつきましては、今後も福生市生活支援ホームヘルプサービス事業や、社会福祉協議会のホットサービス事業など介護保険外の生活支援サービスの活用が十分に図られるよう、きめ細かく配慮していくことが大事であると考えております。

今回の介護保険制度の内容が複雑で大幅であったことなどから、事業者が対応し切れていない実態があるのではないかと推察をしております。保険者としてさらに現場実態の把握を行いまして、事業者へ介護保険制度改正の趣旨を踏まえ、実態に即した適正サービス提供の指導などを行ってまいりたいと存じます。

次に、3 点目の特殊寝台に対する助成制度でございます。このことにつきましては、青海議員さんからこの前御質問をいただいております。その後、特殊寝台の助成につ

いて、東京都でもさまざまな意見などを受ける中で9月下旬、区市町村がその購入費を助成すれば都として時限的な支援を実施するというのを、市長会等に話もなくマスコミに発表されていたわけであります。

このことはこのこととして、この内容につきましては平成18年4月1日の介護保険法改正に伴いまして、平成18年9月末をもって経過措置が終了し、介護保険による特殊寝台の貸与を受けられなくなった高齢者に対し、制度改正に伴う移行措置の円滑化を図る目的から実施するというものでございました。

市としても、都のやり方やそのほかの問題はまた別にいたしまして、いわゆる問題にしておりますのは、自治体でありますから、自治体同士、自治体に負担がかかってくることにについては、別の自治体である東京都自体がきちんとしたやはり相互に説明をし、調整をするべきであるという、そういう問題でございますけれども、このことはこのことといたしまして、福生市としても東京都の補助条件を基本に、その購入費に要する補助を助成することといたしまして、補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、この制度を存続していくべきであるということについてですが、まだ事業そのものが開始されておきませんので、利用状況などを見させていただきながら、その中での検討ということにさせていただきたいと存じます。

また、対象者等については福祉部長から答弁をいたします。

次に、2項目目、地域力向上の施策についての1点目、公的施設の指定管理者制度と地域団体の関係についてでございます。本市における指定管理者制度は既に福生駅西口駐車場や福祉センターへ導入されておきまして、その際には施設の特徴、目的等から地元団体、あるいは従来から運営を行っている団体を非公募で指定をいたしたところでございます。

公の施設は市民の福祉増進を目的に設置をされておきまして、地域に根ざした施設として地域とのかかわり、施設を中核とした地域力の育成も重要でございます。本定例会に議案として指定管理者の選定を提案させていただいておりますが、児童館等へ指定管理者制度の導入は、開館時間や事業の多様性など、児童館、学童クラブの利用者サービスの向上に民間の能力を活用するとともに、地域における子育て支援を今まで以上に担っていく体制の構築でございます。

児童館、学童クラブは地域とのかかわり、相互の協力が不可欠でありまして、今回の募集に際しましては地域とのかかわりについても事業計画の提案項目とし、評点も高く配分をいたしました。また地域の方々との関係や、児童への影響等も考慮し、地元雇用についても協力の要請をしております。

さて、応募資格、審査評点での児童館等の運営実績についてですが、行政改革推進本部で募集基準や評点等について市民サービスの向上、安定した運営を基本とし、新たな事業計画の提案も期待できる範囲として定めたところでございます。

今回の児童館等への指定管理者制度の導入は、本市では初めての公募であること、児童を対象とする児童館、学童クラブの性格を考慮いたしまして管理期間を長期とすることから、安定した運営を確保するために実績についても十分評価する必要がある、

評点に反映させております。

なお、総合評点の配分としては、運営母体の経営状況、運営実績等への配分が30%、地域とのかかわり、新たな事業提案等への配分が70%といたしまして、指定管理者としての今後の運営や事業計画の新たな提案等を重視する配分としております。

指定管理者制度は、今後いろいろな施設へと拡大されていくことも想定されますけれども、一層の地域とのかかわりが重要となってまいります。顔が見える活動をされている地元のさまざまな団体の能力が必要となる状況が考えられますので、施設の目的、特徴やその持つ専門性等に十分に考慮しながら、実績というものの多様な評価についても検討していかななくてはならないと考えております。

次に、2点目の市の補助が出ている企業、団体に関しての地場産業の参入の優先は考えられないかということでございます。市民や市民団体の協力、連携、またそれを行政が支援することによりまして地域での取り組みを強化していくことは地域の産業や商業振興、観光対策面ばかりではなく少子高齢化への対応や教育面、安全安心のまちづくりの面などでも今後ますます重要になってくると考えております。

また、地域でつくられたものが地域で消費される地産地消のパターンや、地域での生産、供給ができないものにつきましても、地域の商業活動により調達されていきますと、当然地域の産業や商業の振興につながっていくものと考えております。

また、市の契約関係では、このようなことから、現在中小企業者の受注機会の確保、市内業者育成のため市内の業者で調達できるものは市内業者を優先し、公正、公平に入札等への参加機会の確保に努めておりまして、結果として市での物品の購入や、それほど大規模でない工事の発注などについては市内の業者を通じての場合が多くなっております。

また、補助金を交付している団体等につきましては、行政のあらゆる分野でさまざまな支援をいたしておりますが、基本的にその活動に対する姿勢として、あくまでも団体等の自主性を尊重した支援の形をとっております。

したがって、現在特に補助金の活用や活動に必要な物品その他サービスの調達について、市内でまかなうことを補助金の交付要件とはしておりません。例えばある団体が活動に必要なものを市内で購入したり、サービスの提供を市内の業者から調達するケースが多いとしても、それはその団体の自主的な判断となりまして、市から特に依頼としていない状況でございます。

しかしながら、地域をあげての活性化、あるいは地産地消的な運動等につきましても、大変重要なことと考えておりますので、その基本的な原則に立った上で、市としての可能な啓発等をしていかなければと、こんな思いもいたしております。

次に、第3項目目、商店街振興についての1点目、現在の商店街振興策の成果についてでございます。市といたしましては各商店や事業所に主体的に努力してもらうとともに、商工会や商店街を通じての連携を支援することによりまして商業の活性化を図り、魅力的で特色のある商店街づくりを目指し、福生市商店街振興プランによる振興策を推進しているところでございます。

平成15年度より行っております新・元気を出せ商店街事業補助金ですが、商店街

の活性化を図るため、集客のためのイベント事業と街路灯整備等の活性化事業に分かれ、基本的には市と都とが3分の1ずつの補助をしております。平成17年度におきましては9イベント、1活性化事業が実施され、商工会の積極的な指導助言により、すべてのイベントの合計では57万人余りの集客があったと報告されております。

なお、本年度においても先日の商店街まつりやイルミネーションフェスティバル等9イベント事業が計画をされております。また七夕まつりにおいても本年40万4000人、桜まつりは9万人余りの集客がございました。

この補助によるイベント事業を通して、商店同士の協力とともに、商店以外の団体も加わり、さらにイベントを盛り上げてもらうことによりまして、地域としてのまとまりや相互理解が図られてくるものと考えております。

なお、このような多方面からのイベントによる集客を一過性の顧客にとどまらせることなく、いかに商店街へのリピーターとしてつなげていくか、日常のにぎわいにつなげていくか等を商工会を中心に、各商店街や個店が工夫を凝らしていけるよう、市としても協力をしてまいりたいと思いますが、商工会も商店街もいろいろ研究をしてくださってはいるようでございますので、そういった意味での協力をしていきたいと思っております。

また、現在、職員のプロジェクトチームとして検討を進めておりますフィルムコミッション事業も実現の方向に進めば、また違った方面からの集客の可能性も期待できるのではないかと、そんな期待を持っております。

それから、第2点目の商栄会等との協議でございますが、市内の商店街の代表者の皆さん方にお集まりいただき、商栄会等連絡協議会を開催し、新・元気を出せ商店街事業補助金の説明のほか福生市商店街振興プランの実施について商工会とともに検討を加えております。

ことして3回目を迎えた商店街まつりも当初この協議会で検討され、実現したものでございます。個別の商店街の問題だけでなく、商店街共通の課題を出し合い、商店街の活性化に向けて取り組む機会として、今後もこの商栄会等連絡協議会をより効果的に機能するよう、商工会と協力しながら進めてまいります。

また、公式な協議の場だけではなく、商工会や商店街とはそれぞれの課題や問題点への情報や意見交換を日ごろから積極的に行っておりまして、私も結構商工会長等と会っておりまして、いろいろと話をしているところでございますが、今後も活発な意見交換ができるような環境づくりはしていきたいと考えております。

3点目の先進的な商店街への取り組みでございますけれども、組織的な形では行っておりませんけれども、個別にはいろいろあるようでございますので、その辺については担当部長から答弁をさせていただきます。

東京都や中小企業振興公社等の先進事例の冊子、あるいはインターネット等の情報、商栄会等連絡協議会を通じてそういったものについての情報提供をしてきているところでございます。今後も当市の商店街に参考になるような先進事例は積極的に商店街に紹介をしながら、市内商店街の活性化に寄与していければと、そんなふうに思っているところでございます。

以上で青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護保険関係の特殊寝台に対する助成につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

現時点での助成の対象者でございますが、３８人程度を見込んでいるところでございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、商店街振興につきまして、先進的な商店街の取り組みについて、市長の補足答弁をさせていただきます。

組織的には現在行ってないということでございまして、この組織的にと申しますのは商工会、あるいは商店街協同組合、商栄会、あるいは市と協同で実施は現在はいたしてございませんけれども、市といたしましては担当課の職員が先進的な商店街を視察をしております。

例えば都内の中延商店街、あるいは国立の商店街等々を視察をする中で、そういった先進的な事例を研究、検討する中で今後生かしていきたい、そんなふうを考えているところでございます。

○１６番（青海俊伯君） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

介護保険については、今市長の答弁をいただいたように、実態に合わせてやっていく中で、現状の実態把握というのを行っていただけないということでございますので、よく見ていただきたいなと思っておりますが、そこでこういう実態の把握だとか、個々の事例の確認なんかの場合には、今の制度、組織的にはどこがやるものでしょうかね。地域包括支援センターが行うのかどうなのか、そのところ、対象、実態把握を行う主体がどこかをお伺いをします。

それと、特殊寝台の制度、まだ行ってないので、これからということでございますが、そこでぜひとも、これからで結構なのですか、対象者も３８名程度と多くないのですが、ぜひとも実施に当たって検討していただきたい点が一つありまして、それはこの制度改正が行われるということを当初から、事前にわかっていたわけで、一部の利用者の方はもう返さなくてはいけないと、３月末で返さなくてはいけないというので東京都の施策が出る前に、３月３１日以前に自費で購入されている方が何人かいらっしゃるかと思うのですよ。そういった場合の方々についても、何らかの形で救済処置をとってやっていただけないかなと、もちろんケアマネさんなり、領収証とその経由等を出して証明できればいいかと思うのですが、さっき言った４条件全部満たすとなると、先に先行して返さなければいけないけれども、我が家のおじいちゃん、おばあちゃんに負担をかけてはいけないから、事前にもう無理して買ってしまうかといって買った方もいるわけで、そうするとそういう方は今回の補助対象にならないわけなのです。なものですから、その辺の配慮をしていただけないかどうか、検討していただけないかどうかを質問に加えさせていただきます。

さてそこで、調理以外の保険制度のすき間についてももう１点ちょっとお話ししたいのですが、大きな問題で通院の介護という問題がございます。どの事業所にも共通するのですけれども、在宅介護の範囲は実態の介護とかなり異なっておりまして、例え

ば週に何回か通院するという場合には、在宅支援のヘルパーさんは基本的にはうちの
中なのですね。移動する場合には移送サービス、あるいは介護タクシー、それで病院
においては、そこも入口までなのですね。病院においては病院の看護師なりが本来や
るべきであると、こうなっているわけです。

仮に私が利用者となると、通院するためにだれにどこまでお願いすればいいのかと
いう問題になってまいります。現実的にはどうしているかというと、やはり地域密着
型のところは、事業所が保険をちゃんと入っておいて、ヘルパーさんが自分の車で、
あるいは事業所の車で病院まで連れて行ってあげるわけですよ。当然待ち時間は時間
に算定されませんから、それはもうやむなしとして、それを一つのサービスとして一
体化して行っているわけです。それで安心して利用者は通院ができるといったことにな
ります。

これを先ほどのような制度を厳格にやっていくと、生活支援のヘルパーさんは玄関
まで行って車いすで利用者の方を車に乗せる。移送サービスの方は病院の入り口で下
ろして帰ってきてしまう。下ろされた利用者はどうするのかと、現実には病院はそこま
で対応はしてくれませんから、結局はヘルパーさんを使う、1回通院するのに3カ所
の事業所なり何なりを使わなくてはいけないということが実態なのですね。

現実的なところ、そうやっているところに対して東京都あたりはどんなふうな指導
をしているかというと、本来はそうなのだけれども、やむを得ない部分もあるなど、
事故を起こさないように丁寧にケアしてやってくださいというような、定期監査の中
での位置付けという部分もお聞きしたことがあります。これが全部というわけであり
ませんけれども、やはりそのすき間をどう埋めていくかということが大事なことにな
っていくわけであります。

ですから、行政は法に準拠している、そうやってきちんと分けている事業者が悪い
かといったらそうではなくて、それは当然のこととしてやっているわけなので、実態
にそぐわない部分が、どうしてもすき間というのは出てくるのですね。このニッチの
部分といいますか、その場合行政は何ができるかということは、まず現場を知って、
問題点を抽出して、介護保険のサービスでできない部分は何らかの形で、先ほどでは
ありませんが、周辺サービスで何とかできないのかという思いがしてならないのです。

そういう意味で調理と合わせて、この通院の介助の部分がどうなっているか、あわ
せて実態の調査といいますか、現場の確認をしていただきたいと思うのですが、いか
がでございましょうか。

回ってみますと、本当に本来この一般質問の趣旨からいうと、負担軽減というと経
済的な軽減をイメージしますが、私はそれだけではないかと、こう思っています。い
ろいろなサービスを組み合わせて安心して、利用料は上がったけれども、保険料は上
がったけれども、福生市の介護保険はこれだけきめの細かい、すき間を間断なく生め
ていけるサービスの形態がそれぞれ市の指導で各事業所のケアマネジャーさんがしっ
かりと運用していく、介護保険制度を利用して安心だと言えること、その安心度が高
ければいささかなりとも高くなった保険料等の負担感を和らげることができるかなと、
経済的支援とは別な意味ですき間のないサービスをどう行っていけるか、ぜひとも指

導していただきたいと、このように思っております。答えは現場に必ずあると確信をしております。

そういう意味で、先ほどの調査等を含めまして、いま一度お聞きいたしますが、こういう現実がどこまで把握されているのか、あるいは把握しようとこれからするのであれば、どこが中心となっていくことになるのか、その方向性だけでもお伺いできればと思います。

それと、これは要望といいますか、市に言っても仕方のない介護保険制度の問題ですが、私どもも都とか国会に申し立てますが、今生活支援サービスというのがあるって、連続して2時間サービスを提供しても事業所は請求できるのは1.5時間分しかないというのは御存知でしょうか。それだけ事業所は大変な思いをしております。2時間サービスを提供しても1.5時間しか請求ができない形になっております。

そして、各新聞紙上でも言われておりますが、今居宅介護におけるケアマネージャーさんの離職率が圧倒的に高くなっております。施設の場合のケアマネさんは結構定着率は高いのですが、居宅介護の場合は非常に、経済的にも厳しいということであります。

以前は50人持てた、利用者を持てたところ、改正後は39人という制約もございます。そしてさらにこのような細かいガードがかかってきた場合に、なかなか単独の担い手の事業所が大変な思いをするような現状であります。

私の知っている、市外ではありますが、居宅の事業所もこのたびケアマネさんがなくて、利用者含めましてヘルパーさんもほかの事業所をお願いするといったケースも出てきております。

このような担い手の側が厳しい環境の中にいると、どうしてもそのサービスを提供する利用者の方にもいろいろな意味で不安感なり、そういうものが出てまいります。そのような居宅介護支援サービス事業者、事業者の方々に対する相談、あるいは指導等はどのような形でされているのかお伺いをいたします。

だんだんと質問事項がふえてきて恐縮でございますが、次へいきます。地域力についてわかりました。わかったというか、お願いしますとしか言いようがないのですが、やはりできれば特に、今回5年間ですよね。実績が大事だということで、そのような選択になったということでございますが、大事なのは地元の人たちの採用による地域力の確保というのも大事なわけけれども、一番大事なことは5年経つとその事業者が、例えば再契約にならない場合には撤退するわけですよね。そうしたときには継続した財産といいますかね、地域力が失われます。採用された人は残るけれども、経営ノウハウその他はそれが持っていつてしまいます。だからこそ地域の中で育った企業、団体等が大事になってくると私は考えておりますので、ぜひともその辺のところも、そんな意見もあるなということを認識しておいていただきたいと、このように思います。

3番目に商店街振興関係でございます。先ほど御答弁いただきました中で、フィルムコミッションの話が出ました。FC事業、いわゆる一つの景観として見るならば、酒蔵のある町並み、あるいは熊川神社当たりの周辺の落ち付いた環境等々すぐイメー

ジします。あるいは16号沿いだとか、いわゆる映画撮影、あるいはドラマの撮影等においてフィルムコミッションというのはその場所の提供のみならずスタッフその他大勢のいろいろなものをみんなまとめて面倒みよう、簡単にいうとそういう事業がありますが、短絡的にそういう古い町並みとか、残された史跡その他というのも大事ではありますが、まさにそこにこそ角々のにぎわいのある福生の商店街なり何なりが、生活の息づくところがフィルムコミッションの対象になる、なっていって初めて福生らしさが出てくるのではないかなという気もいたします。

そんな意味で、先ほどの七夕、あるいは桜まつり等で40万人とか多くの人出が出ます。これはすごいことだと思います。だけれどもリピーターにどうつながるか、もっともっとリピーターになっていただきたいと思うわけですが、一つのこれも、七夕も一つの観光だと思いますが、観光行動とは何かというと、一説によりますと、非日常的な体験を目的とする行動そのものを観光行動というと、やはり非日常なのですよ。でも商店街にとっては、市にとって大事なものは日常であります。

そこで、地域観光に力を入れている近江八幡などの場合は、周辺の観光地で京都、彦根市だとか、長浜とかあるわけですが、周辺の観光地に約、近江八幡に来られた方の2割の方が行くそうであります。近江八幡の周辺まで行動景観に入れているという、その集客力をどうとらまえるかが近江八幡における見方だということでございますが、提案と質問が一つございます。

これは大きく、近江八幡があって、その京都、彦根市があるという、市ではなしに福生市で仮に見るならば、例えば16号の商店街を見るならば、あそこに仮に他の議員さんからも幾度となく言われております市民会館の立体駐車場を有料化して、商店街に開放し、さらに自由広場が今度は区域の変更があったときに、あそこの橋のところに1カ所駐車場をつくって、そしてこの駅前の商店街をぐるっと一回りできるような貸し自転車の制度をつくるとか、歩いて回れるとかいうような形のものができるとおもしろいかなというところではありますが、それは一つの、もしかするとよく言われているところの、都内に行ったりするときに1カ所に車を置いて、あとはバスとかに乗っていく、そういう制度があります。現実に行っているところもありますが、そういうところの、そういう制度を使うことによって都の補助が得られる場合があります。パークアンドライドと言いますが、市内にはそういう駐車場がいっぱいありますね。遠くから駅前まで、車でとまって、駐車場にとめて通勤するとかいうところに、武蔵野台、東福生の周辺にも対象になっている駐車場がいっぱい、有料駐車場がありますが、そのような形で、このパークアンドライドはコミュニティバスだとか、そういうのが対象ですが、これを例えば大きく見て、その商店街、車を置いてそこだけの商店街の利用だけではなしに駅前の商店街、あるいは富士見通りを含めて市内全部の商店街をぐるっと回っても買い物できるような形にしたならば一つの、1種のパークアンドライドに近いかなというような思いもいたしますし、このような研究もぜひしていただきたいのですが、そのような形でのパークアンドライドの駐車場の研究なんかはされたことがありますでしょうか。その点のこのみですかね、お伺いしたいのは。

それと、要望ですが、ぜひとも江東区砂町銀座、一遍担当者の方、行ってみてくだ

さい。実に、問題点もあります。理事長さんにお話聞きましたら、やはり2代目がなかなかいないとか、家賃が高いとかもろもろありますが、地域がいかに力を持っているかという一つの調査としてこんな話を伺いました。

先ほど御答弁の中で街路灯を付けるのに補助金の中で行った、砂町銀座180店舗、街路灯をつけたそうでございます。1店舗当たりの個人負担7万円、理事者の方は理事長さん初めどうしようかと思ってお願いに行ったところ、短期間の間に各店舗即金でほとんど納入していただいたと、特別なお店が、高い物を売るお店が多いわけではございません。おでんの立ち食い屋さんもあるれば焼き鳥屋さんもある。ごくごく庶民的な、1人当たりの単価の小さなお店が圧倒的に多い商店街であります、その勝負といえますかね。実際に営業で成り立たなかったところはかなり撤退もするそうですが、シャッターが下りることはまずないと、次から次へと入ってくるという形でございます。

そういう意味合いからいくと、やはり成功しているところは、地域の違いがあるにせよ何らかの示唆に富むものが必ずあるはずであります。介護保険にしかり、商店街振興にしかり、現場に答えはあると思いますので、ぜひとも行っていただきたい。これは要望でございますので、何点か、あと16分ありますかね。午前中に終わらせたいと思いますので、短時間で結構でございます。午後に延びると答えも何もなかなかよくないので、何とかまとめていきたいと思いますので、御答弁よろしく願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護保険関係で何点か御答弁を申し上げます。

まず現状、実態把握ということでございますが、御指摘のございました訪問介護、あるいは通院介助についてもやはり実態把握、現状把握を意識していくということが必要であろうかと思っております。

その実態把握、だれがということになるわけですが、御指摘がございましたやはり地域包括支援センター、これが中心になってかと思えます。ただ、地域には在宅介護支援センターがございます。それから介護保険相談員もおります。またいわゆるアセスメントを行うための調査員等もおりますので、やはりそうしたところを活用して実態把握をする必要があると、そんなふうと考えてございます。

それから、ちょっと前後いたしますが、居宅介護支援事業所に対するケアマネ不足というようなところかと思えますが、指導ということでございますが、確かに人の出入りといいますか、そうしたものがあろうございまして、辞めさせるな、あるいは辞めるなというようなことはなかなか申し上げられませんが、いわゆる行政、保険者といったしましては基本的にケアマネ等につきましては、やはり介護のプロといいますか、専門職としての自覚、認識が求められるわけございまして、いわゆる質の向上といいますか、そうしたものがやはり必要であろうかと思えます。

したがって、行政、これは保険者、これは国も都も含めてでございますけれども、やはりそうしたケアマネ等の研修環境の整備といいますか、そうしたものにやはり拡充に努め、事業者、あるいは個々のケアマネについてもそうした研修に積極的にやは

り参加し、資質の向上を図るということが必要かと思っております。

それから、特殊寝台の関係でございますけれども、確かに今回は時限的な制度ということでございますので、そうした御指摘のような状況が出てくる可能性ももちろんあるかと思えます。

ただ、どこかでやはり線引きをしなければならないというのは、これは現実の問題でございますので、現時点ではなかなか難しいかなと思っておりますが、いろいろと実態なども含めて少し考えさせていただければと思っております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 商店街振興につきまして、パークアンドランドの研究をしたかということでございます。現在までこの駐車場関係につきまして取り組んだことはございません。

今後でございますけれども、今後の検討課題として研究をしてみたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございます。いずれも要望したりすることも多い今回の一般質問となりましたが、何事もいろいろな角度から物を見て、現場百遍ではありませんけれども、現場の中にいろいろな知恵があるということを認識していただいて、市民サービスの向上の一つとして、きょう申しあげました地産地消だとか、地域力と言っても実際には市内のいろいろな場面場面での取り組みかと思っておりますので、フットワークの軽い、市民サービスの向上を目指す職員の皆さんであっていただきたいと、たえずそういう視点でものを見ていただきたいと、このようにお願いをいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（森田昌巳君） 1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、前田議員より発言の取り消しの申し出がありますので、これを許します。

○6番（前田正蔵君） 大変貴重なお時間をお許しいただきまして、まことに申しわけありません。

P64の発言
の取消発言

先ほどの私の一般質問の中で——13字削除——との不適切な発言がございましたので、その部分を削除して下さるようよろしくお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（石川和夫君） ただいまの発言を取り消すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消しを決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君質問席着席）

○21番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

例によりまして二つだけ聞かせてください。

一つは横田基地についての質問です。

昨年2・プラス・2が10月に行われまして、その後に日米のロードマップという形で5月になりましていわゆる米軍再編の中身その他が明らかになってきています。そのうち我が市がその3分の1を占めておます横田基地に関しましては、四つの事柄がその中で明らかになりました。

その四つというのは、一つは総合調整運用所というようないわゆる防衛ミサイルの米軍との調整をするところ、具体的にはどのようなものかというのがまだはっきりしていませんけれども、一部には集団自衛権に触れるところもあるのではないかという形で、まだ国会での議論も余り進んでいませんけれども、それらにつきましてのものがくる。それから建物がくる。

もう一つは、府中市にあります航空自衛隊総隊司令部の移駐ということがあります。これにつきましても幾つかメモを私ども議員、あるいは基地対策特別委員会等々でもいただきまして、大体概算要求であるとか、あるいは広さであるとかということが少しずつですけれどもわかってきたわけですが、なかなかよくわからない。

航空自衛隊総隊司令部というのが一体何かということ、これはホームページで明らかになっておりまして、ホームページで見る限りは、今は田母神さんという方が、これは防衛大学の15期卒業のエリートさんで、航空自衛隊の中ではナンバーツーかスリーかと言われるような人で、逆にいうと航空自衛隊のナンバーツーかスリーかが司令官をやるような非常に重要な基地であることは間違いないのですね。

総隊司令部というのは、「総隊」というのは、これは一太郎でもワードでも引くとこの字が出てこないものでありまして、これは造語ですね、明らかにね。それで中身的には、この話は前にもしましたけれども、日本の中にある航空自衛隊の実践部隊、例えば千歳や浜松や小松や、あるいは沖縄に置かれている実践部隊の全体の指揮を取る作戦前線司令部になるわけで、大変いわゆる日本の防空化でいえば重大な位置を占めている場所です。それが横田基地にやってくる。

しかも、今まで聞く限り、新聞報道その他によれば非常に横田基地の中に近くに、しかも第五空軍司令部のすぐ近くにやってくるというようなことがちらちら報道されていますけれども、市ではどのような認識を持っておられるか。

市長はこのことに関しましては特に賛成、反対という立場ではなくて、国の施策であるからということで、ずっと納得していらっしゃるのだろーと思っておりますけれども、その納得のされ方と、それからどんなものがくるのかということは全く別個のものでありまして、きちんとした情報を市としては持つべきだと思いますけれども、それらについてはどうだろうかと、それは二つ目のいわゆる防空ミサイルの問題にも重なってくるわけですが、日本政府が、いわゆるパックスリー、パトリオットというミサイルの名前をお聞きなったことがあると思いますけれども、その一番新しい形のやつをぜひ首都圏にも早急に配備をしてほしいという日本側の要求ですね。額賀防衛庁長官の要求があったわけですし、それについて、一部報道では横田に配備するので

はないかというような報道がありました。これについてはどのようなふうに向っていらっしゃるか、あるいはどのようなふうな形でお調べになっていらっしゃるかをぜひ伺っておきたいと思っています。

その前の段階ですと、首都圏ですと一番近いところでは入間に配備をするというのがそのときのロードマップの中に出ておりまして、こちらはそのつもりでいたのですが、やはり状況が少し緊迫さを増したのでしょうか、嘉手納基地にまず、嘉手納に配備になって、嘉手納は那覇軍港から陸揚げをして、なかなか人々の反対にもあって嘉手納にはつかなかったのですが、もう既にテストの稼動をしておりますけれども、画像で見る限り四角い筒があっち向いたりこっち向いたりで非常に不気味なものですけれども、それが今一番新しいいわゆる弾道防空ミサイルですね。それでBMDなわけですが、その横田配備についての報道についてはどのように市としてはとらえ、どのような処置をなさったかをぜひ伺いたいと思っています。

それからもう一つは、これも新聞で大きく報道されたり、図が出たりしてきましたけれども、横田空域の一部返還についてはどのような形で、これはロードマップの中でも2008年までに返事を出すというような形でもう出初めているわけですが、これについてどのような認識を持っておられるかについて伺っておきたいと思っています。

それからその次は、これはいわゆる日米のロードマップからは外れますけれども、このところ横田基地の、またしてもいわゆる大音響とは言わないまでも大きな音を立てるというような運用演習があるというような通告が私ども議員のところにもやってきまして、私の家からは演習の声とか、それから何やら言っているようなことがよく聞こえるのですが、実際にこれについての市の方では対応や、あるいは処理はどうなったかをぜひ伺いたいと思っていますし、同じような訓練からいいますと、今議員の皆さん、もちろん市内に住んでいらっしゃいますから御承知のとおりだと思いますし、幹部職員の皆さんのうちでも、相当部分の方が市内に住んでいらっしゃるのです、夜になるとC-130の旋回飛行が非常に多いのです。

それで、1機ではないことも大変にありまして、熊川の方の友人と話していると「おっ、そっちも飛んでいるかよ」なんていう話があって、実は私の住んでいる武蔵野台なんかでも飛んでいると、どう考えても電話で同じところを飛んでいる飛行機の音が聞こえるわけではないので、外を見ると2機で飛んでいるというようなことがあって、しかも昼間、きょうもそうです。昼間は全く飛んでいませんよね。夜になると8時から10時ぐらいにかけてが非常に多くて、ちょうど団らんするときでもありうるさい。

これは勝手な想像ですが、C-130は交代ローテーションでイラクへも出かけているわけで、自衛隊機も出ていますけれども、夜間にしか飛んでない。夜間の物の輸送のための訓練をやっているためなのかなと思っていますけれども、いずれにしても、その実態をどのように把握していて、今までの答弁を聞きますと、今は多分、この2006年、平成18年度というのは多分今まで横田基地についての渉外のための記録、あるいは公害のための記録等々どちらでもいいのですが、どっちにしましても一番飛行量が少ない時期ではないかというふうに終われるという発言もあったので

すが、夜の一定時間に関してはそんなことはなくて、NLPを除けば非常に今C-130の運用が多いと思うのです。これらについては実態をどのように把握しているのかということについてもあわせて伺っておきたいと思っています。

それからその次ですけれども、いわゆる北朝鮮による、はっきりわかってはいないのですけれども、後でアメリカも認めたからそうなのでしょうが、核実験が行われて、そのとき当たりもアメリカの空軍であるところのWC-135などがきて、大気圏のちりなどを採取していったのですが、どういうわけだかそれから1週間も経ってから、今度はイギリスの採集の飛行機がきまして、ヴィッカス、VC10というふうに普通言っています、もうイギリスしかつくってないので、イギリス軍しか持ってなくて、あとはインドで持っているか、カナダももうやめてしまったから、あとほとんど持ってないと思いますけれども、非常に珍しい老朽化した飛行機ですけれども、これが2機やってきて横田基地に着陸をすると、ここを拠点にして空中のちりを採集するようなことがあったのですが、これに関しましてはたしか今までは、僕の覚えている限りでもタイの空軍のC-130がきて、タイの空軍士官学校の生徒を連れてきたり、それからオーストラリア空軍のC-130、カンガルーマークの飛行機がきたり、幾つか諸外国の軍用機が飛来もしているわけですし、あるいは民間チャーター機からいえばアメリカ籍のものばかりではなくて、エバーグリーン航空なんていうのはジャンボでできていますけれども、あれは台湾の飛行機ですから、各国の飛行機がくるのでしようけれども、こういった軍用機がくるようなことは非常に珍しいと思うのですけれども、これにつきましては市の方ではどのように把握しているのかということや、ぜひ伺いたいし、何で横田を使わなければいけないのかというようなことについては、それを見た方も含めて、どういうことだろうというふうに思っているわけで、ぜひそれについて伺っていききたいと思っています。

それから最後ですけれども、市長が要望書を3月に出示されましたけれども、それにつきましても3月の要請文の中にもありました、いわゆる基地の3番目の国の責任において横田基地内に国防及び安全補償の問題や、基地の歴史、市及び市民の負担等について国民が理解できる地元市民との話し合いや交換できる施設等の整備を配慮してくださいということをお願いしているわけで、これは私は西住宅地域の一部を返していただいて、そこにそういう施設があればいいなと思っていますけれども、そういう施設がなくてもあっても、とにかく今、実際地位協定上使っていないところは返せというわけですから、西地域の返還の要求については僕はこの4年間ずっと続けていて、ぜひわずかでも兆しがあればしめたものだと思っていますのですけれども、ぜひ横田基地の一部返還についてお考えをもう少し伺っていききたいというふうに思っています。

それから、その次に来年度の予算要望について少し伺っておきたいと思っています。

新年度の予算につきまして、予算編成方針が既に10月に出ておりまして、それを読ませていただきました。その中で少し幾つか気になることがあって、特に私の今までの一般質問からの継続のような形になりますけれども、1番目には基地交付金やその他防衛補助にかかわることですが、米軍再編に伴いまして横田を初めとする在日米軍基地、あるいは自衛隊基地に大きな変化がある場所がある。中には前回の9月の質

間でも行いましたように、鹿屋基地などはもう既に米軍機の一部の演習であろうと思われるものが始っていたりしていますし、各地、ここで防衛庁はさまざまな交渉をしていますけれども、うまくいっているところといてないところとあるようで、だんだん全体的にはなじんできて、了解を出しているような自治体も多いようですけれども、岩国のように全くそうでないところや、あるいは沖縄のようにもうほとんど、49対51ぐらいのきわどいところで賛成が出てくるというようなところも含めてあるわけですが、そういったところで、我が市におきましてはこれらにつきましての基地交付金や補助金などについての変化についてどのように予測をしているかということ等をぜひ、市長や財政当局に伺いたいところだと思っております。

それから2番目としては、私がずっと主張しております市民参加ということで、この前々回には市民参加の結果、さまざまな果実といいますか、きょう当たり議員のロッカーを開けても非常にたくさんの印刷物、あちらこちらで市民の皆さんたちが本当に百花聡明のごとく活動なさっていることがよくわかりますけれども、それらの強化をするためにも、私は新たな市民参加のための市民参加条例といいますか、市民自治条例、そういう意味で必要ではないかという主張をしていたわけですが、新年度はそれらについてはどのような予算措置をなさっているのかということ、方向としてはつくりたいという方向を既に市長答弁で受けているわけですが、受けたいというふうに思います。

それからもう一つは、福生市はここで隣で大工事をやっているわけで、市役所が変わるわけで、これにつきましても昨年6月に一般質問をしましたけれども、さまざまな形で古い文書や、あるいは市民の財産ともいえるべき市の歴史その他がどのような形で新庁舎で保護、新庁舎とは言わないけれども、新年度は保護されていくのかということについて知りたいし、それからもう一つはどうやって公開するのかとか、あるいはきょう私のロッカーの中に入っていたさまざまな環境に関するもの、それから男女平等参加にかかわるものそれぞれの、あるいは福祉にかかわるものについて一覧できるような、いわゆるそのときは住民の図書館というような形で表現して、これは非常に難しいことがわかったわけですが、展示コーナーのような形まで後退しているのかもしれないけれども、それが具体的にはどのような形で予算化されているのか、あるいはされようとしているのかということを知りたいのと、それからもう一つは、これは我が市にどのように存在するかよくわからないのですが、基地として持っているような知的な財産があるだろうというふうに思うのです。それは美術品というのではなくて、それもありますけれども、ほかの我が市だけが持っているような肖像権だとか、著作権だとかというものについての保護についてどのように、それは今までは旧庁舎の中のどこかにあれば済んだものですが、新庁舎に移る際にはその辺の保護をどうするかということをお願いしたいと思います。

最後に、野澤市長の国への要望ですね。それはどのような形で実現しそうかということもあわせて伺っておきたいというふうに思っています。

以上で質問席からの一般質問に代えていきたいと思っています。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） 遠藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、横田基地についての１点目の航空自衛隊航空総隊司令部の横田移転の進捗状況についてですが、日米の担当者レベルで、在日米軍及び第５空軍司令部庁舎の近くの駐車場に建設することで了解されたとのことで、今後日米合同委員会で合意を得た後に、本年度中に測量や地質調査等を行いたいとのことでございますが、１１月３０日現在では合同委員会の承認はまだ出ていないということでございます。

この内容といたしましては、一つは庁舎設計、あるいは建設費で約１５０億円、それから二つ目には敷地面積としては２万平米、それから三つ目に建物の規模等については現在ではまだ説明できる段階ではないということ、四つ目が現行の米軍が使っている上下水道や電気等が現在あるわけでありましたが、それについてどうするかといったような折衝が米国との間で行われているといったようなお話を聞いているところでございます。

続きまして、２点目の防空ミサイルの首都圏配備の問題でございます。横田基地や横須賀基地など首都圏の米軍基地にパトリオットスリー、バックスリーを配備するよう米軍に要請したという報道がなされておりますので、国に問い合わせいたしましたところ、政府としては報道にあるような要請をしている事実はないとの回答がございました。

一方、在日米軍司令官のブルースライト司令官も１１月３日の星条旗新聞で、パトリオットミサイルを東京に配備する計画はないと述べております。米軍再編に限らず米軍や自衛隊の運用などに関する情報は地元自治体では手に入りにくい実態がございまして、東京局を初め防衛庁、国土交通省、自衛隊基地などへ可能な限りの情報の収集に努めておりますが、なかなか満足できる状況にございません。

また、これらの情報はマスコミが先に報道し、それもこのバックスリーもそうでございますが、正確でないものもございまして、地元がその都度にいろいろと右往左往するということがございますので、そしてまたそういった報道が出たことをもとにして国へ問い合わせるというケースが多く、これでは我々としては困るものですから、先日の防衛施設庁への総合要請の際に、適正に対応するよう申し入れをいたしました。防衛施設庁からは今後できる限り情報を取って地元を提供したいという回答はございました。

それから、３点目の横田空域の一部返還につきましては、平成２０年の羽田空港の再拡張に伴う航空需要の増加に対応するというようなことになっておりますが、横田空域の一部について平成２０年９月までに約４０％削減するといったようなことでございます。削減した部分の管制業務は日本に返還するということになります。

また、この横田空域削減までの暫定措置として、従来と比較して約６００メートル低い高度で横田空域を通過することができるという、運用することとなっております。これについては９月２８日から既に実施しているということでございます。

それから、４点目の米軍の運用即応演習につきましては、１０月２日から６日までの５日間実施するとの通知がありまして、広報誌等でお知らせをいたしました。演習は大型拡声器や地上爆発模擬装置を使用し、２４時間体制で実施するものでしたが、

大型拡声器を使用した演習は10月5日に4回行われ、またこの演習に対する苦情や問い合わせにつきましては、午後9時20分にそれぞれ1件ずつございました。演習期間中は担当職員を市役所でその日の演習終了の連絡があるまで待機をさせまして、苦情等の処理に当たらせております。

この運用即応演習は、平成15年に初めて実施されたときは、今までに経験したことのない音量と音質でしたが、最近は横田基地ではスピーカーの数をふやしまして、スピーカーの方向や音量を調節し、外部への影響を少なくする努力をしております。今回の演習ではサイレンの音もアナウンスの音も市役所では確認できておりません。

また、C-130の夜間市街地での旋回訓練につきましては、10月に入ってから夜間訓練がふえたことについて横田基地に確認いたしましたところ、飛行訓練は有事への対応を想定した訓練をしているもので、昼間だけではなく夜間も訓練も行っているとのことですが、北朝鮮の核実験の影響等もあるように思っております。

なお、市役所の屋上で測定した9月から11月までの午後7時から午後10時までの飛行回数を申し上げますと、9月が19回、10月は90回、11月が67回となっております。またこの間の苦情は9件ほどございました。それについては横田防衛施設事務所を通じ横田基地にも伝えているところでございます。

それから、5点目のイギリス軍機の横田飛来と観測活動についてでございます。イギリス空軍のVC-10輸送機が飛来した理由については、横田基地広報部に確認しましたところ、軍の運用上のことで回答できないとのことであります。

この10月11日のVC-10は、主翼に集塵スポットをつけた特殊な機体で、北朝鮮が公表した核実験の検証を行うものではないかと考えられております。また横田基地使用の根拠につきましては、横田基地広報部に確認しましたところ、横田基地は国連軍を支援する機能を持っているためであるということでございます。ただ、イギリス軍のVC-10輸送機が横田に飛来することは非常にまれなケースとのことでございます。

それから、6点目の西住宅地域の一部返還とその具体的構想につきましては、3月に国に提出しました6項目の要請の中に、国防、基地の歴史などを国民が理解できる、また市民と意見交換ができる機能を持った施設を国の責任において横田基地内に整備するよう要請をしているところでございます。この要請に対しましては、東京防衛施設局長から全体に対する回答でございますが、鋭意検討するとの回答はいただいております。今後もこの実現に向け努力をしていきたいと、こんなふうに思います。

いずれにしても、西住宅地域全体の一括返還というところまでは至りませんけれども、その前段として進めていきたいと、こんな思いで進めさせていただきたいと思っております。

次に、2項目目の2007年度の予算編成の方針についての第1点目、米軍再編、あるいは自衛隊移駐などによって交付金の変化という問題でございます。国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金はそのための施設整備がまだ進んでおりませんので、平成19年度は大きな変化はないと考えております。また特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条の調整交付金については、再編による直接の

影響は現在ないと考えておりますが、自衛隊の移駐後に横田基地の運用に変化が出てきた場合には、いろいろな形での影響が出てくるというふうに思っております。

また、米軍再編に伴い新たに実施することになりました地元振興策につきましては、閣議決定されておりました、局の話では何らかの形はというお話は聞いておりますけれども、具体的なことについてはまだ何も示されておらずで、現時点では予測できておりません。

次に、2点目の市民参加条例などについてでございます。この条例の制定については既にいろいろとお話をさせていただいておりますが、現在進めております市民参加から市民主体のまちづくり、市民自治をつくっていく過程で1人1人の市民が目標に向かって自分が何をなすべきか、あるいは主体的に考え行動することが求められてまいります。

おかげさまで、今お話いただきましたように、多くの市民の皆様方が自主的な活動をされている状況がふえてまいりました。しかし、一方ではまだ自分のまちに何ができるか、どのようなまちにしていきたいかというような意識を持った市民ではなくて、ただ住んでいるという、そういう住民の方もいらっしゃるわけでございます。市民主体のまちづくりは住民が市民という形になって初めて進んでいくとの認識のもとに、市民参画、協働の一層の推進、情報の共有を進めてまいりたいと思います。

このような状況の中で、こうした意識を持っていただいている市民もふえてきておりますので、市民参画、協働の一層の推進、参加機会の拡大を進めるため市民参加条例、または自治基本条例などの制定も必要であるとの考え方から、庁内に自治基本条例検討プロジェクトチームを設置し、検討を進めております。

基本的には全市民のものとしてつくり上げていきたいという思いがございますので、どのような過程で、どのようにつくり上げていくことがよいか等の早めの検討をして、報告するように指示をしているところでございます。

いずれにいたしましても、このプロジェクトチームの報告をもとにいたしまして、市民や市民活動団体の方々との意見交換などを行いながら、市民1人1人の意識、職員の意識というものを高めていきたいと考えておりますが、その際の経費等につきましては、従前から予算措置をしております市民フォーラム関係予算によって対応してまいりたいと思っております。

なお、制定の時期等につきましてははっきり申し上げられませんが、十分な議論を尽くし、また議会とも御相談させていただきながらというふうに思っておりますが、いずれにしましても、制定過程が非常に大事だというふうにとらえておりますので、拙速は避けていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、3点目の福生市の蓄積してきた知的財産等のことでございます。最初に一般的な文書関係の問題についてございまして、現在新庁舎への引っ越しに向けまして文書の減量、廃棄キャンペーンを実施し、毎月10日を減量、廃棄の日と定めるとともに、キャンペーンニュースを発行し、全庁的に執務内の書類の整理を行っておりますが、その際、特に重要な歴史的価値のある公文書類は、社会教育課、これは文化財という側面でございますが――課と連携を図る中で歴史的価値のある公文書の

収集基準を設けまして、それに基づき整備するよう職員に対して周知徹底を図り、紛失等のないよう努めてまいりたいと存じます。

また、知的財産ということでお話ございましたが、現在の段階でとらえられるものとしては、代表的なものとしては昭和55年に製作した「市の歌」の著作権等がございます。この著作権に関する契約書等の公文書は担当課において永年保存として保管、管理をすることにいたしております。

また、新庁舎における情報コーナーにつきましては、1階フロア南側玄関付近に設置をいたしまして、面積の問題等もございますが、配備する刊行物、資料等の充実を図りまして、情報の収集が容易にできるような機能的な情報コーナーとして市民の皆様にご利用もいただき、職員も使っていけるような形になればと、こんなふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、今後の完成後の状況の中で柔軟に考え、充実させていく必要があると、こんなふうに思っております。

次に、4点目の基地西住宅地域の一部返還についての新年度の計画といたしますか、これからということになろうと思います。いずれにしましても、先ほども申し上げましたが、当面は6項目の要請の一つ、要するに国の責任において国防だとか安全補償の問題や基地の歴史、あるいは市及び市民の負担等について国民が理解でき、あるいは地元市民との話し合いや、あるいは米軍の皆さんとの話し合いも含めてというようなことでもいいわけでございますが、そういった意見交換ができる施設の整備というところを入口にして進めていくことが一番いいのではないかというふうに思っております。これに向けての折衝というものを新年度といたしますか、今年度といたしますか、今も少しずつ初めておりますけれども、進めていきたいと、全力を上げていきたいと、こんなふうに思っております。

また、この問題につきましては、時期を見て議会の皆様方の御指導、御協力もお願いをしていかななくてはならない大きな問題であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○21番（遠藤洋一君） それでは、質問席から再質問をさせていただきます。

1番目の横田基地につきましてのお答えをいただきました。問題は府中の移駐にしまして5市1町との協議というか、それは実際上はどうなっているのかということをやちょっと知りたいなと思っております。5市1町はそろって、今までの報道なんかを見る限りは国の施策であるからという形で、特に何らかの抵抗があるというふうにはちょっと思いがたいのですけれども、そこはそのとおりの理解でよろしいかということがあります。

それから、今の基地に関して幾つかの答弁というか、どういうものがくるかというようなことを伺いました。羽村市の基地担当からの漏れ聞いた話では、なんか基地対策もしくは――が議員が調査に行ったというか、見学に行ったときに、第5空軍の前庭の駐車場に、ここに建つのだというようなことを言っているようで、実際に近傍、近くと言いましても、今とても便利なものがありまして、グーグルアースや、あるいはほかのヤフーでもそうですけれども、コンピューターで基地の中の方までずっ

と見る事ができまして、確かに第5空軍のあたりは横が、駐車場が広くあいていまして、あそこしかないのだろうと、逆にいうと今の日米関係からいえば、今度の航空総隊が横田に移るといのは、例えば座間に第1軍団がくるとか、もう既ににある横須賀の在日米海軍の司令部と自衛隊のほかの司令部がほぼ一緒のところにあるわけですから、それからいうと3軍そろい踏みでここにあるので、それは離れて置くとはとても思えなくて、しかし考えてみると、第5空軍の横に総隊司令部がやってくるというの、何となく今の日米関係を非常に象徴しているような気すらしますが、先ほど大体2万平米を申請したと、前、私がいただいた基地の資料というか、口頭でのものが担当からきたときには、3万1000平米とかというのがあったけれども、あれは建物のことを言ったのでしょうかね。ちょっとそれは知りたいなというふうに思っていますけれども、敷地2万平米で一体どんなものが建つか全くわからないのですね。今のところね。そうするとね。

それで、今府中市にある総隊司令部の中にあるであろうと思われるバッジシステムも含めてくるかどうかについても全くわからない。全くわからないづくしのものがくることに対して、国の施策だからしょうがないと言っているのもちょっとしょうがないなという気がして、私はそれには非常に賛成しかねると思っていますけれども、これから先、具体的なものになればなるほどきちんとした報告を聞く機会なり、市民の皆さんにぜひしていただきたいと、これは要望ですけれども、していただきたいと思っています。

お返事いただきたいのは、建物はどれぐらいの大きさのものがあるかということについて連絡がきているのかということを受け取りたいと思っているのと、もう一つは、これらのこと、非常に我が市にとっては重大、しかもそれは我が市域の中にできるわけですから、非常に重大なことなのですが、これらは基地担当のところに口頭できているだけなのかしら。

僕ね、こういうのってわりとどんどん変化はあるかもしれないけれども、きちんとしたファックスなり書類なりでくるべきだと思っているのですけれども、そのところはいかがですか。

これは、口頭かファックスか文書かというのはNLPのときにそうでしたね。最初はこれからやるぞみたいなときに、冗談ではないと言って、それからファックスになり、きちんと文書がくるようになって、国と基礎自治体との関係というのはそういうものだと思うのです。基礎自治体の方がきちんとした態度をとれば、国の方もここはそうなのかという形でとってくれると思うのですけれども、今度の総隊司令部の移駐に関しても、少なくとも先ほどの御答弁は、10月の20日ぐらいにいただいた、ファックスでいただいたメモは口頭メモであるということだと思うのですが、これをぜひ文書化していただきたい。文書として地元自治体にいただくというようなことにはならないかどうかということについてぜひ伺いたいというふうに思っています。

それから、この質問を出してから後になってしまって、報道が後になってしまってこのところには付けなかったのですが、その関連としてこういう朝日の大きな記事が出たのですが、ここですね。「共用化勉強会暗礁に」という、なんと見だしだけは4段

抜きというはでな記事で、この後これを追うようにしてほかの新聞社も出てきたのですけれども、これは一体どういうことなのかということを知りたいのですね。

僕はこれは市長が、少なくとも前回の一般質問のときもそうですし、この間の政治的な、言ってみれば政治的任務をかけたような仕事だと思っているのですよ。これは一体市長がほかの首長さんに直接「ねえ、市長さん」と言って呼びかけたものなのか、それとも単に事務的なものとして「こんなお話をどうなのだい」というふうに言いに行っただのかということは、相当重みも違うし、あるいは「こういった勉強会をしましょう」というような文書でも出したのかと思っているのですが、これを見る限りは福生市の、朝日ですよ。朝日の場合ですけれども、「福生市は立場の違いもあり、勉強会立ち上げは難しいことはわかっていると認めつつ、急がず返答を待ちたい」でも返答というのはどういう返答ですか。文書の返答でもらう気ですか。それとも口頭でもらってしまうつもりなのかということ、これはわりとこれからの、この10年間ぐらいの間の、特に共用化に関してはロードマップの中には日にちが書き込んでないのですね。空域の返還に関しては2008年と書いてあるけれども、あるいは自衛隊総隊の移動に関しては2010年というふうに書いてあるけれども、これについては、共用化については書いてないわけですから、僕、これはこれから先の横田基地のあり方、賛成反対は別ですよ。非常に重要だと思っているのですが、ここのところはどういう呼びかけを行ってこうなったのかをぜひ知りたいところであります。

事によると市長が頑張っているのかというふうに我々は怒らなければいけないのか、それとも呼びかけてみたけれども、しょうがないなというふうに思わざるを得ないのかよくわかりませんが、そこはぜひもう一度知りたいなと思っています。

それから、どうもさっきのC-130のこともそうだけれども、一晩に、10月はあれですよ。90回夜の苦情があった。記録があった。その他についても記録がある。それから確かに夜の騒音についてはお認めになっているのですよね、市の方としては、担当として。それから先ほどの適応訓練にしても一時、きょうは喪中で欠席なさっていますけれども、沼崎議員さんなどからもとにかく子どもを抱いて外に出るほどの大騒音だったような訓練から随分変りましたよね。しかし、あのときだって苦情が山のようにきたのに、市はだれ1人として実態調査には行ってないでしょう。

僕ね、ここから物すごく腹が立っているのですけれども、市民がなんか被害を受けたときに普通は見に行くのではない。どういうものなのかみたいな。かつてこういうことがあったのですよ。NLPがひどいときは渉外担当、当時は基地担当はなかったですから、秘書課長が渉外担当をやっていたわけで、渉外担当と、それから公害担当とが屋上に上がって双眼鏡で一生懸命見ていたりして、実態を把握しようとしたことがあったのですよ。

今度だって、例えば即応演習のときで、市役所に待機したと、この答弁なんかもうどうしようもないと思うのだけれども、「市役所では確認できておりません」市役所で確認できてないから、だからなんじゃいということがあがあるじゃないですか。だって実際にうるさいと思ったらするのは基地の近くの人たち、僕は近くですからね。僕はコンピューターをさわって昼間いる間だってずっと聞こえているのですよ。なにやらわ

けのわからない暗号文みたいなことが。

どうしてそのときに、例えば苦情があったとすれば、あるいはやっているなと思ったら、そんなに人出不足ですか。あるいは基地担当というのはデスクに座って電話を待っていればいいような仕事なのですか。もちろんそれはほかの仕事もたくさんありますよ。だからそこだけ言うわけではないけれども、少なくとも基地公害といえるようなことがあったときに、なぜ実態把握をしてくださらないのかというとても歯がゆい思いがするのですね。

それから、月に10月だったら90回夜飛んでいるのですよ。しかも複数で飛んでいたら、どんなコースで飛んでいるかぐらいは出かけていくのが当たり前ではないですか。NLPのときだってどのコースかわからないから、当時の担当は出かけていますよね。基地の裏まで追っかけて行って、お巡りさんの検問に会ったりしているわけですが、そういうような実地の努力というのがないのだろうという気がすごくするのですよ。

それは、確かに防衛施設庁との間に情報の交換をすることが主な仕事かもしれないし、あるいはそのことによって防衛側に対するさまざまな渉外的な要求をすることかもしれないけれども、実態がわかっている方がずっと迫力があるではないですか。

それから、そもそも騒音というのは、もう幹部職員の皆さんはとっくに忘れてしまったかもしれないけれども、測定していた、南端で想定していた騒音の資料というのは、公害資料ではないから発表されてなかったのですよ。あれは渉外の資料である。

僕は一般質問でもう10数年前、20年前ぐらい前になりますけれども、それは古い話だと言われるかもしれないけれども、当初我が市において飛行量や飛行機の騒音を測定したのは市民に対する公害とか、市民に対する被害という意識ではなくてもっぱら渉外、つまり基地対策、こんなにうるさいのだから補助金上げなさいというような渉外の対策の装置としてできたから、だから市民課でもありなおかつ、担当は市民課でもあったけれども、発表しないというのが基本的な態度だったのですよ。その後ももちろん情報の開示というような思想がどんどん進んできましたから、現在のように広報にも載っている、あるいはだれでもわかるようになっているというふうになってきましたけれども、それから考えてみると、この10月は夜90回もこの上を飛んだということはとんでもない、ほかはもっと飛んでいるということだから、その実態を把握して防衛施設庁なり――今度は省に、これも聞いておきたいけれども、防衛省になるのですよね。防衛省になった防衛施設庁もなくなってしまうのだというふうに聞いたのですけれども、そこはどういうふうになるのですかね。どういうふうに市が聞いているか、それも一緒に伺っておきたいと思っているのですけれども、そうするとだれに文句を言うようになるのかということもちょっと知りたいなと思いますが、とにかくそういったことからいえば、担当のところが最も実態を把握していなければいけないはずなのに、今のことでは把握ができていないではないかというような、それは助役なり市長なりが仕事として、職務分掌をするときに苦情があるから座っていなさいというような形で職務分掌をしているのかどうかということを知りたいですね。

確かにその担当の上は企画なわけですが、なにかそういったような激しいと

いうか、訓練があれば、そこで実態を見に行けというような職務命令を出されないのかという、とにかく聞いていなさいということだけなのか、あるいは市民が何か言ってくるまで待ってなさいということだけなのかちょっと知りたいですね。

少なくとも過去にはそういうことがなかったというふうに言われれば、それは役所ですから、過去にやったことがないのなんでしょうがないと思うかもしれないけれども、かつてはそういうふうの実態を見にいつているわけですよ。

それから、即応演習にしたって我が家で聞こえるのですよ。ということは市役所で聞こえないのは当たり前かもしれない。だったら近くまで行って、その辺の即応演習の音が聞こえるところに市民が住んでないわけではないのです。実際僕は市民で、僕よりも基地そばに住んでいる人はたくさんいるわけですよ。そういった実態、どこまで聞こえてくるのだみたいな実態について把握しないのはどうかと思いますよね。

それは公用車を回したって、市の車を回したって聞きに行くべきではないですか。そういう具体的な努力をなぜなさらないのかということ、なぜなさらないかということは、そういうことをすることによって、市民の被害がわかることによって、やはり渉外の交渉の要因になるはずではないですか。

僕はそここのところは次の年度の基地対策予算その他についてのことを伺ったときもそう思いますけれども、一方では今までで一番離着陸が少ない静かな基地になっておりますというようなことがありながら、しかし、夜間の一時期においては非常に騒音があるのだということは十分に国側に対してアピールできることではないかということから言っても、実態をきちんと把握するようなことは必要ではないかと、それをやっていないのはやはり、怠慢とは言いませんよ。しかし、少し担当の役目を小さくしているのではないかというふうに思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

そのために、私は主幹というか、新しいところを強化をしたのだと思うのですよ。結局のところ、あらゆる情報は何となく防衛施設長からの、あるいは東京横田事務所からので済んでしまっているような様子もあるし、今回の場合には例えば、さすがパトリオットの場合にはいろいろ調べられたと思いますけれども、例えばスターズ・アンド・ストライプス、僕も記事を読みましたけれども、これは我が市で読んでいるのですか。それとも読んだ記事について防衛施設局からこういう返事も出ているから大丈夫だと言われているのですか。

だとすると、情報収集能力すら低いと言わざるを得ないではないですか。確かに情報窓口は防衛施設局、一本化してくれと言われたこともかつてあるのですね。しかし、それとは別にきちんとした形で渉外の部分は、基地担当の部分はあらゆるアンテナを立てて基地情報を収集していなければいけないと私は思いますけれども、その辺はどうですか。それについてはぜひ伺いたいというふうに思っています。あまりのんびりしているので腹が立っております。

それから、次のことですが、イギリス軍機のことですね。これは新聞にはこう書いてあるのですよ。いまだに米軍基地に行くと旗が3本立っていて、1本は日章旗、1本はアメリカのスターズ・アンド・ストライプス、もう1本は青い国連旗ですよ。まだ国連の、朝鮮戦争国連軍ですけれども、司令部があるのですね。というのは、皆

さん認識していらっしゃると思いますけれども、38度線は休戦ラインであって、いわゆる北朝鮮とみんなが呼んでいる国、正式には長い名前があるのでしょうかけれども、今や面倒くさいから北朝鮮で十分だと思いますけれども、北朝鮮と南の韓国の間はまだ停戦なわけですね。

少なくとも停戦がかかっている国は四つある。中国、それから北朝鮮、それから米国、それは要するに連合国ですね。連合国軍には韓国は入っていないのです。その場合にはね。多分全部で22カ国ぐらいあったはずですよ。たくさん兵隊も死んでいますし、いまだに遺骨も帰ってきますし、それから米軍だけがやったわけではないので、ソウルにある戦争博物館に行くと、スウェーデンの兵隊さんも亡くなっているのですね、意外や意外なことに。ですから実際に参加した国は22かな。戦闘まで含めて参加しているのは13カ国だと思いますけれども、それらの司令部、それらの国連軍の朝鮮戦争時国連軍の司令部があるので、そういったところの飛行機は横田基地を使っても構わないのだというような新聞記事も読んでいるのですが、それはそうですか。そのような認識をしているかどうかということを伺っておきたい。

それは、なおかつ市民の皆さんだって知らないわけで、どこかの飛行機が来たというふうに不思議がる人がいても不思議ではないのですけれども、その辺のところはどういうふうになっているのか、あるいは日本でいわゆる連合国が使用できる基地というのはほかにもあるのですよね。あるはずですよ。その辺はどうなっているのかちょっと、それは我が市とは直接関係ない話ですけども、伺っておきたいというふうに思っております。

それから、基地に関して最後になりますけれども、市長が私は大変な勇気を持って6項目の要請をしたというふうに思っています、いつもこの6項目の紙は別刷りをして机の前に張ってあって、こういう要求を我が市がしているのだ、ここまで頑張らなければというふうに思っていますけれども、それらについて具体的な話が出ているのはどうもなさそうですよね、残念ながらね。

そのところについて具体的な要請、あるいは説明できるような段階ではないというようなことだと、本当にそうですかということでもちょっと質問をしておきたいというふうに思っています。

それから、予算要求の方というか、新年度の予算の話ですけども、大体話としてはよくわかりました。次年度の3月の予算の委員会で楽しみにしておりますし、同時にこういった僕は会派としての予算要望はしないということにしておりまして、こういった一般質問の形で、次年度予算に対する要求を一般質問の形で行っているわけですので、これにつきましては、この続きはまた予算委員会ということにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ一つ、先ほど一つだけ伺っておきたかったのは、既にこの段階で市民の情報コーナーのようなものが、少なくとも今やっている情報開示コーナーよりは広くなるのだらうと思うのですが、今のところの計画ではどれぐらいの広さのものを考えていらっしゃるのか、僕が一般質問でも要望した、どうも住民図書館というのは何回も、これはもう無理だということがだんだんできてきているので、せめて情報コーナーを広

くというふうに思っているのですが、今のところどれぐらいの広さを考えていらっしゃるのかをぜひちょっと、そこだけ伺っておきたいというふうに思っております。

以上、二度目の質問といたします。

○議長（石川和夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の米軍再編に関する5市1町の認識についてでございますが、基本的には国策としての認識をしている状況でございます。

次に、2点目の前回お知らせをさせていただきました3万1000平方メートルについてでございますが、この面積につきましては庁舎全体と、また別棟に建てる機械室、あるいは駐車場を含むもので、設計をしていないので未確定の数字でございますけれども、予算の概算要求に使用した数字とのことでございます。

続きまして、3点目の総隊司令部の情報についてでございますが、総隊司令部の情報につきましては、口頭メモによる情報でございます。こういった情報提供につきましては、ぜひ文書による情報をお願いをいたしているところでございます。

続きまして、防衛省への昇格した場合の組織についてでございますけれども、防衛施設庁は解体をされまして、新たな組織を考えているとのことで、その概要についての説明を受けております。

内容は、防衛施設庁の本庁は、いずれも現時点では（仮称）でございますが、施設部を地方何々局に、また業務部を地方何々局日米渉外部に、建設部は基盤整備局と取得本部とに名称変更されるとのことでございますが、決定をされれば改めて説明があると、そのように考えております。

また、各自治体との窓口になっております東京防衛施設局は地方防衛局となりますが、業務内容については大きな変化はないと、そのような話を承っております。

続きまして、情報収集、あるいは騒音の実態等などの主幹を配置してのこの評価でございますけれども、情報収集につきましては、複数の機関に問い合わせなどをいたしまして、できる限り迅速で正確な情報収集に努め、強化を図っているところでございます。

また、これまでは各構成市の自治体がそれぞれが国に問い合わせを行っていただいた情報収集、あるいは新聞記事の情報内容等の確認など5市1町として確認を取るなど、5市1町の連携を深めている状況でございます。

それに、防衛補助事業への対応として、防衛施設局の職員との折衝等の強化を図り、スムーズな補助事業の執行に努めております。

なお、騒音の実態把握などでききれていない部分もございますので、今後できる限りの実態把握等に努め、さらなる充実に努めてまいりたいと、そのように考えております。

それと、前後いたしまして恐縮でございますけれども、勉強会のことについてでございますけれども、構成市町へは担当部課長が出向きまして、各部の部課長に勉強会の趣旨等を説明し、参加を呼びかけたところでございます。

その基本的な考え方でございますけれども、市民への影響や、騒音等のデータの収集や共有等につきましては、各自治体の立場は異なりますが、メリット、デメリット等の事実を把握をしていく上で、また各首長が判断をしていくためのデータを集める作業として、事務担当者レベルで共同して共有できればといった、そういった思いからの考えでございます。

したがいまして、こういった勉強会や情報収集等首長が判断をする問題とは全く別の問題として、共同していろいろと勉強していくことが必要だとの、そういった考えから呼びかけを行ったところでございます。

続きまして、イギリス軍が横田基地を使用できる根拠的なものでございますが、この件につきましては外務省へ問い合わせをいたしておりますが、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定、国連軍地位協定、これに基づくものでございます。日本で使用できる基地は横田基地のほかにはキャンプ座間、横須賀基地、佐世保基地、嘉手納基地、普天間基地、それに沖縄でございますけれども、沖縄のホワイトビーチ地区のこの7カ所となっております。国連軍として飛来、入港する通知につきましては、キャンプ座間の国連軍広報司令部から日本政府に入ることとなっております。

なお、この国連軍地位協定を結んでいる国はオーストラリア、カナダ、フィリピン、フランス、ニュージーランド、タイ、英国、それに米国の8カ国でございます。

続きまして、6項目の要請内容の進捗状況についてでございますけれども、この6項目の要請内容につきましては、東京防衛施設局長を初めといたしまして関係職員には機会あるごとにお願いをしている状況でございますが、国は現在、米軍再編の大枠について取り組んでいる状況でございます。地元振興対策の内容も不明の段階でございます。福生市からの要請については「要望は承ってはいるが、現時点では個別の具体的なことについては説明できる段階ではない」と、そのようなやりとりをしているようなところでございます。

以上が再質問に対する答弁でございます。よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

情報コーナーにつきましては、現在7.56平米でございます。平成20年度の庁舎完成時には約77平米程度の情報コーナーを1階に設けたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○21番（遠藤洋一君） 再質問に答弁どうもありがとうございました。

まず、基地の方からいきますけれども、そうするとなんですか。この2万平米が最も新しい情報というわけではなくて、9月21日に基地対策特別委員会で資料が出てきた3万1000平米に2万平米も含まれるというふうな理解でよろしいのかどうかということと、それからこれは形成過程の情報ですから、当然出たり入ったり引っ込んだりふえたりはするのはしょうがないし、それから大体悲しいかな、どういうものがくるのかすら教えてもらってないわけですから、その段階で僕はやはり国の施策だ

からまあいいよなんて言うのもちょっとあわてるかなという気もしますが、じっくりどんなものがくるのかを聞いてからお返事してもよかったのではないかなとは思っていますけれども、一応これらの数字については途中の過程の話であって、もらった3万1000平米というのは全部含むので、庁舎等の合計が3万1000平米で、敷地の面積が2万平米だというふうに理解をしておきたいというふうに思っていますが、それにしても、これもまたおもしろいと思うのは、米国からの回答を持っている状態だと、日本政府がつくって、日本の自衛隊のものをつくるはずのものが、米国政府の指示がないとつukれないというのもこれもまた失礼な話で、どこかの国が6カ国協議に日本は入る必要がないという理由は、アメリカの州の一つであるところの日本が6カ国協議に入る資格などはないのであるといったとんでもない海外放送がありましたけれども、全くそう言われてもしようがないようなところがありますよね。

でもこれは地方市議会で一地方議員がどんなに怒っても、22人一緒になって束になって怒ってもしようがない話でありまして、国会議員が束になって怒ってくれないとどうしようもない話ではありますけれども、一応怒っておきたいというふうに思います。

それでは、いずれにしましても、いわゆるここは確実にロードマップによれば総合調整運用所になり、なおかつBMD、BMDのBは何だっけ。弾道ですね。弾道ミサイル、前まではMDと言ったのですね。ミサイル防衛と言っていただけけど、今度はノドンやテポドンが出てきて弾道ミサイルを防衛するという、単純に言えば想定されている場所から北朝鮮の一部から飛び出したやつを海の上で、今横須賀に5隻いまして、今在日米海軍の船は、いわゆるミサイル艦は全部イージス艦になりましたから、そいつがまず打って、それでうまく落ちなければ本土ぎりぎりにあるやつで落とすと、それは日本に来るとは限らないのですね。日本を越してくるやつでもそこで打ち落とせるというような形で研究が進んでいるわけですが、それが少なくともそういうことについての総合研究や調整ですよ。一緒にやるということになるはずですよ。

今度の新しい、今出ている防衛庁の、防衛庁はだんだんいいものをつくってくるのですけれども、「日本の防衛」というこれはことしの防衛白書です。だんだん厚く、だんだん重く、だんだん絵がふえ、だんだん言うことが勇ましくなってくるのが特徴なのですけれども、去年よりさらに勇ましくなりました。

これなんかによると、日米共同でもそれをやるのだということになるから、この防衛白書はもう前提としては防衛省への昇格と、それから簡単にいうと集団自衛権の行使というまでもう全く先取りした形になっている、それが政府や防衛施設庁の正直な意見なのでしょうけれども、そんなのが出ている。

しかし、その日本とアメリカの防衛の拠点が我が市にくるというのは、私はここで協調しておきますけれども、どこがねらうか知りませんよ。どこがねらうかは別として、ねられるならばその総合司令所をたたくというのがこの中でも、その防衛の中でも書いてあるわけですが、敵の司令部をたたくということからいえば、日本では真っ先に横田基地がたたかれると、我が市がたたかれると、市民の安全や、それから財産はどこへいってしまうのだというようなところからいえば、私はそんな物騒

なものには来てほしくはないということをはっきりさせておきたいのですね。

それによってたくさん防衛と称して角を突き出したとしても、角から角のすき間に落ちてくるものがあるわけですから、それからいえばいかに保護条例をつくったとしても、あるいは飛んでくることはできないし、それからもう一つは、例えばそのようなことが起きたら、我が市の消防団は先頭を切って横田基地の中に要請があれば行かなければいけない。

しかし、その先には事によったら核汚染が待っているかもしれない。そういったところに我が市はなっていくわけですよ。一方ではどんどん危険の中に足を突っ込んでいくというようなことなることについての自覚は、少なくともあしたに起こるわけではないかもしれないけれども、持つべきであって、それをなく、能天気な自衛隊が来るからこれで安いアパートを借りてもらいましょうなどというような意見もあるやに聞きますけれども、とんでもないことだということを認識していただきたいというふうに思います。

それで、ここに関しましては先ほど言った面積的なことしかわかっていませんけれども、これについてはもう1回ちょっとはっきり確認させてください。

それから、同時に共用化の問題というのは、これはロードマップのうちの四つの約束のうちの一つであって、これで僕が新聞記事を読む限り「共用化や勉強会は横田基地で福生市長呼びかけ」という見だしがあるのですが、これは市長呼びかけではないの。どうなの。市長呼びかけというのは、天に向かってアナウンスしただけで、直接例えば、昔だったら上とか下とか書いた紙を持ってこうやって、ぜひよろしく願いしますなのですが、そうではなくて、事務方がお願いに行っただけなの。

僕はね、はっきり言いますけれどもね、余り意欲を感じてないのですよ。こういうものをつくろうという、市長の意欲は感じるけれども、実際のところの意欲を感じない。

なおかつ、答弁によればデータ収集の共有やメリット、デメリットの事実を把握していく上で、その上での共有ができればよいといった思いの考え方で呼びかけを行ったそれって随分あれではないですか。事務的なことではないですか。

市長さんは政治家だから、政治家として、あるいは周辺5市1町の政治家たちの皆さん、首長さんたちの政治的な、言ってみれば首をかけて、あるいは政策として共用化するのだ、あるいはしないのだというようなことを図るためにちょっと首長が集まって勉強するというようなふうに理解したけれども、そうでなければ今までだって余り変わらないでしょう。

今までだって基地担当者の会議はあったわけで、東京都も入っている場合には共用化の問題は触らない。しかし、担当者で話し合っている限りはその問題はあるわけだから、そこは相当真剣な議論があったと思うのですよ。そこは当然、やりたいと言っている武蔵村山市はやりたいと言っているような形でデータを出すだろうし、主張もするだろうし、やりたくないと言っている昭島市は、それはそれで出すだろうけれども、相当白熱したものがあったと思うのですけれども、ぜひこの呼びかけに行っただけの勉強会、市長が行ったわけではなくて事務方がやったというのであれば、その

ときの様子を聞かせてくださいよ。

僕ね、この記事すごく恥ずかしいのですよ。一番横田基地なりを一番抱えている我が市がそういうことをイニシアティブを取っているにもかかわらず、この記事は、朝日新聞は穏やかだけれども、ほかの新聞記事だともうちょっと過激に足蹴にされていますよね。そんなことでいいのですか。ということから、一体どういうふうにはこれは話に行ったのかをもう少し伺いたいというふうに思っています。

それから、情報収集のところは、私は先ほど具体的な例を上げましたけれども、どうでしょうか。今主幹を置いていただいてやっとな、基地担当が必要ではないかという、私もほかの方も要求をしていって、実際に置いていただいてとてもありがたいと思っているけれども、足りているのですか。もちろん少ない、400人ぐらいで頑張っている我が市の今の状況、それから給与も抑えられていると大変ですよ。

しかし、ここで乗り切らなかつたらいけないという危機感から幹部職員は頑張っているのではないですか、あるいは一般職員に至るまで。なおかつ、ここが大事なものは、しつこく言うようにすけれども、金元ですよ。交付金1円でもたくさん取りたい。補助金1円でもたくさん持ってきていたいと言っているところではないですか。そこが軟弱では、そこが弱腰では、そこが弱体では金銭の持てきようがないじゃないですか。僕は我が市でみんな大事な仕事だけれども、そのうちで直接金銭、国からの金のことについてやはりやりあつたりするところの資料をつくるここだと思っているのですよ。だからここについての役職を特につくってもらって、担当をぜひつくってくださいというお願いをし続けているわけで、ここが役所では聞こえませんみたいな答弁書を書かれるようでは話にならないですね。

例えばここでは聞こえたり聞こえなかつたりするけれども、夕方5時になるとラッパが鳴って、君が代が聞こえて、それから星条旗というアメリカの国歌が聞こえる。風によってはすごうるさいという人もいるけれども、ここには聞こえませんよね。

そんな騒音だという、それは騒音だという人がいるかもしれない。ラッパの音がうるさいという人がいるかもしれない。しかしそれは1回、録音すらしたことがないでしょう。こういう音がしているという。あるいはもう一つ聞くけれども、音が、市役所の上だって、確かに測定機は何デシベル以上何秒間さらされる音が記録がつくよ。だけど録音したことはある。こういう音がするのだということを。ほかのメディアで夕暮れに飛んでいるC-130を撮った映像はたくさんありますよ。だけど我が市のこの上を通るとき音、あるいは加美平団地の上を通るとき音、あるいは熊川の当たりを飛ぶときの音をとったことはありますか。それから夜飛んでいるから見えないというけれども、赤外線カメラだったら撮れるわけだけれども、それぐらい、安いだから、リースをして、実際はこんなに夜飛んでいるではないかというような証拠を防衛施設庁なりに突き付けたことはありますか。そういう努力がありますか。あるいはそういうことを考えたことがありますか。そういうアイディアを持っていなければならないところが基地担当のところの仕事ではないですか。それは余計なことですか。そこをちょっと聞かせてくださいよ。

僕はね、騒音被害というのは滑走路直下だけではないということがずっと言われてきた。それはC-9がいなくなって随分静かにはなった。しかし、夜は相変わらずどうこういっている。僕はこんなふうに元気だけれども、月曜日、火曜日、水曜日の夜は元気ではないのですよ。片方から血を採られて、腕の片方から血を取り替えて、相当へたっていますよ。そのへたっている羽村市緑ヶ丘という病院の真上までがんがん飛ぶのですよ。これはうるさいですよ。

そういうようなうるさい、別にそれは羽村市の駅の近くだから、ちょっといけば福生市で、すぐいけば新町だし、その辺ではこれぐらいの音だというようなことをしたことはあるのですか。

例えば瑞穂町はね、もう既にあれでしょう。飛行機の音の区別をするような録音機を付けているでしょう。測定機。それで飛んだら、こいつはC-130が飛んだのか、ジャンボが飛んだのかわかっていないじゃないですか。

今度の予算で多分そういうのが付けられると思うのですけれども、そういうことをして下さることができるのか、それによって市民の被害がわかるじゃないですか。そういうことをするところだというふうに私は理解しているのですよ。そこの理解が違っていればごめんなさいで、違ったら違っていると言ってください。

そういうふうにしてしての情報収集というのも、一方でもちろん私は毎日星条旗新聞の朝の版を見てほしいし、毎週「フジフライヤー」という横田基地の新聞だって、今だれでも見れるのですから、じゃおまえ見ろと言われれば見ますよ。ネットで見れるのだから、それが日常業務になったって構わない。事実僕たちの開いている「リュンピース」という追跡、在日米軍は既に約200万近い閲覧がありますけれども、一定時間に一定の人で必ず見ている人がいるのですよ。それはきょう来ているかな。来ているかどうかわからないけれども、某、今度庁から省になるところのログの番号を見ればわかりますから、そこの人は毎日見ているのですね。それは仕事なのですよ。

それと同じように、ここの基地の担当だって、基地対だって同じようにそこを見ていなければいけない。それについて、ぜひそこのところを伺わせていただきたいというふうに思っています。

以上です。これが3度目の質問です。

○企画財政部長（野崎隆晴君） まず、1点目の2万平方メートルと3万1000平方メートルの面積でございますけれども、2万平方メートルが、これが敷地面積、それに3万1000平方メートルが計画でいいます建物全体面積でございます。

続きまして、2点目でございます。勉強会の呼びかけを行ったときの様子でございますけれども、先ほど答弁をさせていただいておりますけれども、勉強会の必要性、あるいは趣旨等を説明をいたしまして、強い思いを持って参加を呼びかけたところでございますけれども、趣旨等につきましては担当者レベルでは一定の理解を得られたと、そのような考え、感触を持ったところでございますけれども、実現には至らなかったということでございます。

続きまして、情報収集への対応でございますけれども、でき切れていない部分がございます、大変申しわけなく思っております。今後組織につきましても、ここで組

織条例等お願いをいたしますけれども、基地渉外担当につきましては企画調整課へ配置をいたしまして、人数的な部分につきましてもある程度対応できるのではないかと、そのようにも考えております。

また、録音機につきましては、庁舎移転時にはそういった機能を持った録音機についてもぜひ考えていきたいと、そのように考えております。

○21番（遠藤洋一君） 最後に要望になりますけれども、ぜひ、何度も繰り返しますけれども、銭の取れる部分としての渉外としての自覚をぜひ、これはやゆして言うわけではありませんけれども、私は議員になったときの市長さん、石川市長さんはどういうふうにおっしゃったかという、私は基地対策課は必要ではないかというふうに申し上げましたら「いや、職員全員が基地対策でございます」というふうに、今となってみれば名言至言ですよね。

そういう形からいえばぜひ頑張ってもらいたいというふうに思いますし、それから今の録音機のことですけれども、滑走路南端の録音機ですら、測定機ですら変えた方がいいと思いますよ。それによって夜中、例えばつい先日も夜中に機体が飛んだものがある、それが何であるかということがそこでわかるわけですから、それらのことにつきましては、そういうことで、つまり夜中に大型機が飛ぶではないかというような申し入れの仕方というのがあると思うのですね。

そういうような形からいえば、ぜひ強化をしていただいて、我が市の未来にかかることで、それは市民の安全とか財産にかかることでもあり、財政にかかることでもあり、職員全体のことでもあると思うし、市民全体のことでもあると思いますので、そこはぜひよろしくお願いをしておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、17番今林昌茂君。

（17番 今林昌茂君質問席着席）

○17番（今林昌茂君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は二つのことをお伺いしたいと思います。一つは環境行政についてと、もう一つは防災対策についてであります。

まず、福生駅周辺の環境の現状について伺ってまいります。駅の周辺ではたばこのポイ捨て、それからハトのふんやごみ等が散乱していることがあります。あるお店の方が毎朝掃除をしてくれております。あるいはボランティアの方が掃除をしてくれたりしております。協力してくれる方がいるということは大変にうれしいことでありますが、そのポイ捨て等が一向になくならないというのですね。これは通行する人のモラルの問題でもあると思いますが、駅周辺の環境の現状と対策につきましてお伺いをしておきたいと思います。

それから、2番目の魅力あるまちづくり施策についてお伺いをします。昔は西多摩地域において福生市が一番活気があったというのですね。魅力があったとのこと。住みたいまち福生市に来てよかったと、こういうふうに言っている方もいらっしゃいます。

しかしその後、工場団地等が近隣にできたり、あるいはお店等ができたりして、他のまちに魅力を持っていかれたということなのですね。福生のまちが魅力を取り戻してほしいものであるとの御意見を耳にいたします。

最近では福生駅のバリアフリーが進み、ペDESTリアンデッキ等も完成いたしまして一新してきた、よくなってきたところであります。さらに活力あるまち、魅力あるまち、住みたいまちになってもらいたいとの期待を市民の皆さんが持っております。そこで魅力あるまちづくりの施策についてお伺いしておきたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いします。

一つ、自然災害による被害対策についてであります。自然災害は地震や台風等であります。最近では竜巻もこれに該当するかもしれません。竜巻のメカニズムについては最近研究されてきております。

この自然災害では人命、土地、家屋、財産が破壊されることになります。こういったときに家屋が大丈夫であれば人命も助けられるということで、耐震の基準が見直されてきております。

平成7年ですか。阪神大震災が起きました。1月17日のことであります。正月気分も抜け切らないあのとき、ニュースを耳にいたしまして、信じられませんでした。家屋は倒壊し、高速道路は横倒し、3日間ほど火が燃え続けました。日が続つにつれて多くの方が犠牲になりました。

その年に議員にさせていただきました私は、以来、自然災害に対して、どうしたら災害を最小限に食い止めることができるかということに思いを巡らすようになりました。

中越地震もそうでありますが、去年は福岡県沖の限界島の地震がありました。気象庁の正式な名称は「福岡県の西方沖地震」と命名されました。福岡市の被害総額は208億円といえますから、福生市の一般会計に匹敵いたします。このような地震はいつやってくるかわかりません。そこでこの自然災害によります被害対策についてお伺いしておきたいと思います。

それからもう一つは、新庁舎における防災対策についてお伺いをします。現庁舎では、耐震調査の結果、震度7程度の地震がくれば持ちこたえることができないということがわかっております。

そこで、新庁舎はただいま建築中でございますが、耐震に強い庁舎となり、また防災本部としての使命を果たせる庁舎となる予定であります。これは予定でありますけれども、そうなりましたときに、新庁舎が完成したときの防災対策はどのようなものかお伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 今林議員さんの御質問にお答えをしていきます。

初めに、環境行政についての第1点目、福生駅周辺的环境と現状についてでございます。福生駅周辺のごみの状況ですが、福生駅自由通路及び駅前広場の清掃はシルバー人材センターに委託して週6回実施しておりますので、美観はある程度保たれてい

るというふうに思っております。

さらに、16年度からは東京都西多摩建設事務所と福生商店街協同組合とで駅前通り、都道の管理等について協定書を締結いたしまして、植樹帯の中の除草及び植栽等に工夫を凝らしていただいております。年末年始には、今も明るく光っておりますけれども、イルミネーションによりまして駅前通りに彩りをもたらせていただいております。また駅前ロータリーには平成17年度から商工会女性部が1年中大型のプランターに花と緑を植えまして、市民等に潤いと安らぎを与えていております。

このように福生駅周辺的环境美化は進んでいると思っておりますが、今林議員さんの御質問のようにたばこなどのポイ捨てやハトのふんなどまちの美しさを阻害する要因もございます。福生市では平成16年度より「オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン」に参加し、今年度も11月から福生駅東口、西口の周辺に10本ほどののぼり旗を立てまして、マナーの向上を呼びかけております。

また、市独自のキャンペーンといたしましては、11月26日の商店街まつりに参加をし、市民の方々との協働で啓発品の配布を行いながら、マナーの向上を呼びかけております。

また、福生駅東口のけやきの木の周りにはハトのふんが散乱しております。ハトのふんは環境美化だけでなく、クリプトコックス症など健康被害が心配されているところでございますが、18年度から「福生ハトえさやりストップキャンペーン市民の会」が中心になりまして、職員も参加しながら、10月からハトへのえさをあげないような働きかけを始めていただいております。

市といたしましては、今後も市民の方々との協働で、福生駅周辺に限らず、まちの環境美化を推進して行くつもりでございます。

次に2点目、魅力あるまちづくり施策ですが、平成13年度の「一緒に話そうまちづくりフォーラム」を契機に市民みずからが担い手となりつつ、いろいろな活動が進められておりまして、これまでの計画にはなかったような地形や眺望だとか、あるいは植生や生活圏といったまちづくり全体を見渡した景観基本計画が市民会議の中からまとまってきたところでございます。この計画は市民、事業者と行政の協働によりまして推進するために必要な福生市まちづくり景観条例を本定例会に上程いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。この計画に基づく景観基本条例でございます。

そこで、魅力あるまちづくり施策ということでございますけれども、景観基本計画にはみんなが外に出て歩きたくなる福生を目指すため、市全域に景観づくりの八つの方針を掲げております。その方針には自然環境や住環境、福祉、教育、文化、生涯学習など幅広く盛り込まれておりますので、住みやすい環境づくりや人づくりなどさまざまな活動の展開によってさらに魅力のあるまちづくりを進めていかななくてはと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、魅力あるまちづくりというテーマそのものは非常に抽象的でございますけれども、具体的には歴史とか伝統とか、あるいは福生市の持っている環境条件といったようなものをさまざま踏まえまして、そういう中で、現在までつ

くり上げてきております計画を地道に実行していくこと、あるいはそこから今にあった施策をやっていくことと同時に、将来を見通してその中で改革をしていく、新しい形をつくり出していくという二つの側面を持った形で進めていかななくてはならないと、こんなふうに思っております。

次に、2項目目の防災対策についての第1点目、自然災害による被害対策についてですが、国は大規模な地震の危険性に備え、住生活の質の向上を図る政策へ転換を図るため、今年度、住生活基本法を策定し、住生活基本計画を9月に策定をいたしました。

この基本計画では、昭和56年基準の新耐震基準の比率を引き上げる計画、増改築、耐震工事及び高齢者等のための設備工事の戸数を引き上げる計画、大規模な火災や自然災害に対する延焼遮断帯としての道路の基盤整備、浸水対策等を主な施策としております。

そこで、市も本年度に国の補助金を活用いたしまして、市民の安全・安心を実現するため、市耐震改修促進計画を策定し、その中で来年度から、昭和56年の新耐震基準以前の木造住宅、建築物に対し耐震診断助成の実施を予定をいたしております。

また、その他の耐震対策としましては、新耐震基準以前に建てたマンションの耐震化事業及び事業所等の耐震化、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の支援、耐震化に対する意識の普及、啓発等の施策を今後も進めていく予定をいたしております。

次に、2点目の新庁舎における防災対策でございますが、平成20年の新庁舎完成時には（仮称）第1棟の2階に福生市の防災を担う防災係を配置し、情報収集、情報発信の拠点となる防災機器室を設け、東京都防災システム及び福生市の防災行政無線システムの中心施設を設置していくこととなります。

また、この防災機器室に隣接して災害対策本部を設置することができる会議室を設けております。したがって、第1棟の2階が災害対策の要ということになってまいります。

この災害対策本部では、インターネットを利用した情報収集や屋上に取り付ける風速計、雨量計により自然災害対策としてのリアルタイムの情報収集をすることができ、迅速な対策をとることができます。庁舎完成時にはこの会議室は約120平方メートルあり、中心部で2分割することができますので、災害対策要員の集合場所や長期化した災害対策本部の休憩室としても利用することもできるようになります。

他の災害対策施設といたしまして、地下には食糧品や簡易トイレ等の災害対策用備蓄庫を設置いたします。また外構工事で下水道管を活用して使用できるマンホール型の非常用トイレ5カ所も設置することにしております。さらに平成19年度には敷地内に100立方メートル級耐震性防火水槽の設置も予定しております。

なお、防災行政無線のデジタル化は平成20年度完成を目標として進めているところでございます。

以上で今林議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 3時5分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（今林昌茂君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の環境行政についての福生駅周辺の環境と現状についてでございますが、駅周辺についてはわかりましたが、東口の飲食店街がございますけれども、その飲食店街でのごみのポイ捨て等についての対応はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

それから、裏通りになるとポイ捨てなんかがいっぱいあるのだよね。それから環境行政についての2番目でございますが、魅力あるまちづくり施策についてですけれども、魅力のあるまちは大体人が集まるわけですね。何でもそうだと思いますけれども、人間も魅力がある人もいると、それからいろいろな町並み、あるいは家屋にしても魅力があるということがやはり大事になってくると思うのですが、住んでみたいと思わせるまちですね。魅力があるまち、そういうのが皆さんも心から望んでいると思いますけれども、そこで福生市の持ち家率はどのようになっていますか。お伺いします。

それから、福生市のまちに市の内外から人を来訪させる考え方についてお伺いしたいと思います。人の集まるまちというわけですね。

それから、防災対策でございますが、自然災害による被害対策につきまして、先ほども御答弁がありましたが、国の基本計画では昭和56年の新耐震基準の比率を引き上げるという計画の御答弁がありましたが、どの程度引き上げるのかお伺いいたします。

それから、新庁舎における防災対策についてでございますが、庁舎が完成して立派な対策本部ができることは市民の皆さんも安心であり、防災行政無線がデジタル化されることで情報の伝達が確実に行われるとのことですが。

そこでお伺いいたします。防災行政無線がデジタル化されると私たちにどのような利便性があるのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、環境行政について、福生駅東口の飲食店街のごみポイ捨て対策についてでございますけれども、有料化実施後の平成14年より、ポイ捨てが特にひどい場所につきまして、花いっぱい運動の花を使い、プランターを設置しておりまして、ことしからはシルバー人材センターに委託しておりますごみ減量監視員が毎週月曜日に設置してある場所に行きまして世話をしております。

植え替えて花がきれいなうちはその付近にポイ捨てをする人がいないことから、花の世話と周りの清掃をいたしているところでございます。ちなみに、現在設置しておりますプランターは30個でございますが、設置場所につきましては5カ所に設置いたしております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、今林議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目の福生市の持ち家比率についてでございますが、総務省の住宅統計調査は5年ごとに行われておりますが、直近の平成15年度時点になるわけでございますが、

持ち家比率は41.7%でございまして、26市中22番目でございます。

次に、福生市に市内外から人を来訪させる考え方ですが、これも大変難しい問題だというふうに思いますが、この答弁をするに当たって、幾つかの考え方があるかと思えますので、その中の一つとして御理解をいただいた上での答弁とさせていただきます。ある意味では福生市の永遠のテーマと言えるのかもしれませんが。このテーマのために多くの諸先輩の方々のたゆまぬ努力の結晶が今日の福生市をつくり出しているのではないかと、こんなふうに思っているわけですが、そこで今後、市内外から多くの人を来訪させる考え方の一つとして、魅力あるまちづくりの施策についての市長答弁にもありましたが、本定例会に上程しております福生市まちづくりの景観条例の前文にもあるわけですが、「南北に伸びる国道と3本の鉄道、五つの駅、横田基地などがあり、小さなまちとはいえ変化に富んだ魅力を持っているまちです」と、このようにうたっているわけですが、また市民会議が景観基本計画を策定いただいて、条例等についても議論を、策定いただきましたが、その策定過程の中でまちづくり景観会議のメンバーの工学院大学の講師の小椋さんはこのように言っているわけですが、福生市の魅力的な新たなまちづくりのために、次のようなことを提起をされました。「市内の特徴ある地域や、魅力的な場所、例えば自然環境、文化的環境、歴史的環境、生活産業環境等の視点で見直し、地域資産、地域の景観を有機的に結び付け、これらを生かした持続的なまちづくりを行う必要があるのではないか」というような提起をいただいております。

さらに、2回の景観フォーラムにおきましては、2人の大学の教授からの助言、指導をいただいているところでございますが、内容につきましては記録集を発行して御配付しているところですが、これらのことも踏まえまして、これから日々、小さなことからコツコツと独自のまちづくりをしていくことも福生市に多くの人を訪れ、定住化の促進にもつながるものというふうに考えられる一つではないかと、そんなふうに思っておりますが、抽象的で大変申しわけないのですが、そのように考えます。

3点目の、国の基本計画では、昭和56年の新耐震基準の引き上げの計画の内容でございますが、国の住生活基本計画では新耐震基準の震度6強、または7の大規模地震でも倒壊しないとする建物の耐震化率を、平成15年度の時点では75%だったものを平成27年には90%に引き上げる目標とのことであります。数字的には今後10年間で住宅は100万から150万戸を耐震診断し、100万戸を耐震改修する計画となっております。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

防災行政無線のデジタル化でございますが、防衛庁の補助事業として平成19年度、20年度で実施を予定しております。大きな特徴といたしまして文字放送機能でございまして、文字表示装置により聴覚障害者に災害情報等の伝達が可能となり、将来的には外国人への伝達も可能となります。また音声のようにその場限りではなく、持続して情報を得ることができ、情報の蓄積も可能となるものでございます。

音声としても雑音のないクリアな放送となります。また避難所に設置されている屋外子局と基地局である市役所との双方向音声通信を行うこともできます。屋外子局も

10戸ほどの増設により難聴地区の解消を目指しているところでございます。

現在、市内放送はマイクに直接音声を入れておりますが、新しいシステムでは放送内容をパソコンに入力することにより音声変換され、市内放送となることから、聞き取りにくいといったことが解消されます。また情報をパソコンに入力することから、放送と同時に事前に登録されているパソコンや携帯電話にメール配信することも可能となります。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。

防災対策についてでございますが、それでは福生市の耐震促進計画では10年後、どのくらいの耐震化率を予定しているのか、先ほどの答弁では150万人の人を検査して、回収が100万ぐらいあるという国の計画ですかね。ありましたが、福生市ではどのように予定しておりますか。お伺いしたいと思います。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、今林議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、耐震促進計画を策定中でございますので、概要ということでお聞きいただきたいと思うのですが、昭和56年新耐震基準以前の木造住宅は約4000棟あります。建て替えをする住宅も出てきますので、それらを考慮いたしまして、今後10年間で約800棟を目標としておるところでございます。

そこで、10年後の耐震化率の予定でございますが、昭和56年以後、新耐震基準で建築された建物の耐震化率は、現在約70%、これは現在計画を作成中ですが、その間の途中での資料に基づくものでございますが、75%でありますので、この計画が実施された場合、トータルで10年後には約84%となり、国の目標の90%に近づくものと予測しているところでございます。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。それでは御要望を申し上げます。

私たち福生市に住みまして、だれもが福生市に住んでよかったと言えるまちに願っておるわけでございます。そしてまただれもが福生市に住みたいと思うまちにしていきたい。安心して安全なまちに、ぜひとも施策の推進の方をよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、13番田村正秋君。

（13番 田村正秋君質問席着席）

○13番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

4点になっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、ごみ対策についてでございますが、今林議員と同様の質問でございますので、よろしくお願いいたします。

私は福生市全体を取り巻くごみの問題についてでございます。最近、大変残念なことなのですが、毎日のように細かいごみやポリ袋に入れられたごみが捨てられており

ます。第1位はたばこの吸い殻、第2位は紙くず、第3位は缶だというふうなことが言われておりますが、不法投棄されて、毎日住民の方が清掃しておりますが、これはなかなか減らないというのが現状でございます。

さらに、最近はいきなり捨ての看板を設置してもすぐ横にごみを捨てられたり、大変厳しい状況が続いております。市内の小売店や民間の店では、灰皿やごみ箱があるにもかかわらずにその場所に捨てないマナーの悪さが目立っております。

最近、町会の行事の中でクリーンキャンペーンや、町会の清掃活動なんかも随分ありますが、皆さんがそういった細かいごみが落ちているのを目にしたことがあると思いますが、何とかこのごみの不法投棄を防止できないかというふうな声が、市民から意見が出ております。

現在、市としても大変よく取り組んでいただいておりますが、現在の現状と対応策について、今後どのように対策を考えるのか、お願いをいたします。

続きまして、防災対策についてでございます。

先日、回覧版で福生市役所から、地域振興課地域安全係からの回覧版がきましたが、最近福生市の福生警察署管内については空き巣が多発しているというふうなこと、特に昼間から夕方にかけて多く発生しているということでございます。また不審者により子どもや弱い立場の人をねらう犯罪もふえているということで、大変心配しているところであります。

これから、暮れから新年にかけて特に家を留守にすることが多くなる時期でもあり、さらに防犯対策を充実を図る必要があるのではないかと思います。現在の犯罪の状況とこれからの対策についてお伺いをいたします。

続きまして、新エネルギービジョンでございます。

17年度における新エネルギービジョンについては、福生市地域エネルギー詳細ビジョンの方の中でさまざまに取り組み、提示されております。

この中で2点ほどお尋ねしますが、1点目といたしまして雨水対策の水利用が上げられております。最近、雨水の再利用のためにタンクが販売されておりましたり、あるいは水の散水や洗車の利用など、そういったことに使われるというふうなことがあります。またさらに雨水をトイレで使用する展開も考えられているというふうなことなのですが、ただ、下水道排出のために下水道料金が発生する、こういった関係の中で減免や補助のための政策が必要になるというふうなことなのですが、このような場合での行政の取り組みについてはどのように検討されるのかお願いいたします。

また、この本の中でも述べられておりましたが、ペレットストーブのことも書かれておりました。森林の繊維を利用することによってエネルギーの枯渇を食い止めるというふうな新たな取り組みも模索されております。

先日、建設環境委員会で視察しました塩尻市、飯田市でもペレットストーブの関係が述べられておりました。またさらには省エネルギー対策についてもこの本の中で述べられておりましたが、非常に広範囲な新エネルギービジョンについての考えが述べられておりますが、17年度の取り組みについてはどのように検討され、具体化されているのかお願いをいたします。

続きまして4、公園の整備についてでございます。

公園を利用した新しいスポーツの整備についてお尋ねいたします。最近、公園の中でフットサルやミニサッカーをされている方が結構いらっしゃいまして、話を聞くと非常に仕事から帰ってきた後に汗を流すのにちょうどいいスペースの中でサッカーができるというふうな、フットサルができるというふうなことで、若者の話を聞きますと大変、都市化のスポーツの中では非常にありがたい空間であると、ただ、スポーツをやるに当たってはゴールが必要なものですから、そのゴールの設置ができないかというふうな若者からの意見もあります。

省スペースの環境の中では、ゴールは余りお金がかからないものですから、そういった設置についても具体化ができるのではないかなというふうに思うのですが、お願いいたします。

またさらに、公園の整備の中でスケートボード、以前にもほかの議員さんから質問が出たというふうに思うのですが、このスケートボードについては世界的な大会があったり、あるいはウィンタースポーツのスノーボードの練習用にもスケートボードが非常にいいというふうなことで専用レーンができたり、新しい公園の中にそういったものが取り組まれたらいいかなというふうな若者からの声が出ております。

それで、ああいったスポーツ、結構過激なものですから、最終的には個人の責任としまして保険をかけるとか、そういううまく関係をつくりながら新しいスポーツができるような整備が考えられないかなというふうな若者からの意見があります。

こういった公園の整備の手法につきまして、理事者はどのように考えるのか、お願いいたします。

以上4点です。よろしくお願いします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 田村(正)議員さんの御質問にお答えをいたします。

1項目目のごみ対策についてですが、御指摘のようなごみのポイ捨てがなくならない状況でございます。平成11年10月からの戸別収集、14年4月からの収集有料化を実施してからは、収集所に放置されているごみはなくなっておりますので、集合住宅等で分別がされず収集できないごみの問題はありますが、まち全体としてはかなりきれいになっているのではないかと、そんなふうに思っております。

本来、市の業務といたしましては各家庭から出るごみを収集、運搬、処理することですが、道路等に捨てられたごみはごみを呼びますので、やむを得ず環境課が処理することになります。公園、道路、学校、公共の施設等を含めまして、事業者等もそうでございますけれども、それぞれ担当のところが管理責任を負っているわけでありす。また私有地に捨てられているものは所有者、利用者の責任で処理をしていただいくこととなります。

市といたしましては、ポイ捨てを放置せずに、できるだけ速やかに処理をして、対応してまいります。福生駅東口飲食店街で実施している花を植えたプランターを設置するような方策等も今後も検討していきたいと考えております。またごみ、たばこ等のポイ捨てを少しでもなくしていくため、今後も引き続き市民、事業者等との協働

を視野に入れつつ、PRに努めていく考えでおります。

ポイ捨ては、いずれにいたしましても、個人のモラルの問題でございますので、繰り返しPRをし、市民意識の変革を図っていかなくてはならないと思いますが、いずれにいたしましても、他の市から車できて捨てていってしまうような非常識な者もいろいろいるという状況も見ますので、結局のところ追いかけてこをしながらやっていくしか仕方がないかと思いますが、いずれにしましても、そんなことをあきずに続けていくということ、そのことがまず第一だろうと、こんなふうには思っております。

次に、2項目目の防犯対策についてですが、福生警察署の資料によりますと、ことし1月から10月までの福生市内での刑法犯認知件数は1117件で、前年と比較いたしますと78件、7.5%増加しております。

ことしの特徴は、コンビニなどをねらった強盗が増加しており、最近では11月27日に市内パチンコ店に強盗が押し入り、現金約2300万円が奪われた事件や、8月には同一のビデオショップが3回強盗に入られたケースがございました。なお、ビデオショップに押し入った強盗犯は逮捕されておりますが、地域の治安維持のため警察にはさらなるパトロールの強化をお願いしております。

また、引ったくりや万引き、自転車窃盗などが多発する傾向が見受けられ、福生市内における非侵入窃盗は、前年が大変よかったもので、その前の年に比べよかったものですから、前年よりはこれも11%ほど増加をしております。

強盗や引ったくりの被害を減らすためには、防犯に対する啓発活動が重要であると考え、防犯だよりにより啓発を継続して行っております。なお、自転車窃盗に対しましては、4月と10月に女性犯罪指導員による自転車の犯罪診断を実施し、駐輪場にとめられている自転車を対象に、二重ロックはされているか、防犯ネットはつけられているか、防犯登録はあるかなどの診断を行い、不足しているものについては注意札を張りまして、市民の方々に注意を促す活動を展開をしております。

なお、9月に入りましてからは空き巣が頻発しておりましたので、11月16日から防災行政無線を使いまして、空き巣など侵入窃盗に対する注意喚起の放送を行っております。

また、福生警察署では犯罪抑止のためのプロジェクトチームを編成をしまして、夜間パトロールや広報活動の強化など犯罪の抑止に努めていただいているところでございます。

なお、市では地域安全のための施策として、平成17年度に引き続き小学校区での地域安全マップづくりを実施しており、また7月には福祉事業者との間で「地域安全パトロールに関する協定」を締結し、事業者とも一体となった地域の安全を見守る体制の整備を図っているところでございます。

犯罪の予防という側面では、基本的には自助、互助が欠かすことのできない要素となりますが、今後とも地域防犯パトロールなど地域における防犯意識を高め、御協力をいただき、警察や行政、あるいは市民が一体となって安心して住めるまちづくり、環境づくりのために、防犯協会等や関係機関と協力しつつ防犯活動を進めてまいりたいと存じます。

次に、3項目目の新エネルギービジョンの具体的な取り組みについてですが、雨水の有効利用については、平成11年度から宅地に降った雨水を集めて地中に浸透させる貯留浸透施設の設置に対する助成を実施いたしております。

そこで、御質問の二次利用した雨水を下水道に流すときの料金補助や減免についてでございますが、料金徴収をするため量水メーターを設置する必要があり、この方式での一般家庭への普及となりますと、雨水貯留施設から揚水ポンプを利用して、トイレまでの配管等が必要となりますので、構造、費用等を含め普及には時間がかかるだろうというふうに思っております。

なお、公共施設では既に福祉センターに設置され、現在建設中の新庁舎にも設置を予定しております。

雨水の有効利用で花木に散水することは環境的に効果があると思いますので、雨水貯留施設の設置助成についての検討もしていったみたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンのペレットストーブについてですが、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンにおきまして、地球温暖化対策といたしましてのペレットストーブの普及を掲げております。燃料となりますペレットはおがくずなどの木くずを原料といたしまして、植物に由来しているところから、二酸化炭素の排出量に換算をされません。ペレットは木の持つエネルギーを圧縮した形の燃料なので、少量で大きな熱量を取り出すことが可能となります。現在、西多摩の木を利用したペレットが生産され始めておりまして、東京の森林維持にも貢献していると聞いております。

環境ホルモンの関係でいいますと、ペレットはストーブ内で安定して燃やすことができ、ほぼ完全燃焼し、燃えないことによるダイオキシンなどは発生しにくい燃料となっているようでございます。

また、地球温暖化対策での省エネルギー効果や対策などについてですが、市民の方々一人一人が取り組める地球温暖化対策で、すぐにできる取り組みは省エネルギーであります。節電、節水、冷暖房の温度管理、高効率家電への買い替えなどにより効果を期待することができると考えております。今までも市民の皆様に広報や環境通信などを通じまして省エネルギーのお願いをしておりますが、今後も継続してPRに努めていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、4項目目の公園の整備でございます。

フットサル、ミニサッカー用のゴールネットを公園に設置したらどうかという御提案をいただきました。市内の公園は子どもさんからお年寄りまでの大勢の方々や、町会の行事等広範囲に利用されておりまして、近隣に住宅が多く、地域に密着した都市型の公園でございます。

フットサルは比較的激しい動きのスポーツですので、一般市民が散歩等をする場合に、安全性やネットを張っておくことによりまして広く自由に市民に使っていただくという基本的な考え方からいたしますと、公園にフットサルのゴールを設置することはなかなか難しい問題も持っておりますけれども、武蔵野台テニスコートの改修にあわせまして、その辺のところを少しやってみたいということもございますので、そんな結果も見ていきたいと思っております。

また、スケートボードができる公園を確保できないかとの御質問についてですが、市内でのスケートボードの遊び場としては、駅前や公園等の広場を利用している姿を見かけますが、歩行者や公園で遊んでいる子どもたちに大変危険であります。

若者にスケートボードを使って遊べる場所を公園内に設置した場合には、貸し出しの際、マナーを守って利用していただけるよう指導することになりますが、危険が伴うスポーツでありますので、事故があった場合の対応や、付近住民に対しての騒音、路上駐車等の管理上の問題が発生してくることが考えられますことから、現状での設置は非常に難しい状況ではございますが、今関係部署で調整会議を行いまして、フットサル、スケートボード等の施設を公共施設に設置できるかどうか検討を進めておりますので、その結果について見ていきたいと、こんなふうに思っております。

以上で田村（正）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（田村正秋君） 市長の答弁いただきましてありがとうございます。

ごみ対策については、先ほども今林議員からも指摘がありましたが、本当に細かいごみがいたるところで落ちて、町会なんかにも本当に細かいごみを拾う行事みたいな形が多く見られるわけですが、最近特に小売店の方からもいろいろ言われているのですが、ごみのマナーの問題というのですかね。特に小学生でも若い人でもお年寄りでもこういう小さいごみをすぐ捨ててしまうというのが非常に多く見受けられるのですが、ある程度学校とかいろいろなところでもそういう教育をされているのかなというふうに思うのですが、そういう幼いときからのごみポイ捨ての意識の啓発というのが必要ではないかなというふうに思うのですが、いろいろな形でもやっているかなというふうに思うのですが、その辺のPRとか、そういう取り組みの姿勢みたいなものについてはどのように考えているのか、お願いいたします。

それと、あと市民の方からもいろいろとお話があるのですが、以前は公園の中にごみ箱があったりというふうなことで、ちょっとした公園のイベントの中でも非常によかったのですが、余りにも不法投棄が多いというふうなことでごみ箱が撤去されたというふうな経過があるのですが、ただ、今市内の小売店を見ますとごみ箱が設置されていて、小売店の方から市民の、そういう小売店の方は協力しているのだが、ただ、余りにも極端にごみ箱が撤去されたというふうなことが非常に不自然だというふうなお話もいただいているのですが、公共のごみ箱のあり方みたいなものについてはどのように考えているのか、その点だけお願いいたします。非常に難しいのですがね。

それと2点目の問題、福生防犯の関係なのですが、今答弁の中でもいろいろと話が合ったのですが、やはり犯罪に遭わないような体制の立場、防犯グッズというのですかね。そういった取り組みについても非常に必要な問題ではないかなというふうに思います。

それと、あと子どもの見守りとか、子どもの安全を守る対策については、この間どのような対策をとられたのか、お願いをいたします。

それと、最近市民の方から警察にちょっとした不審者がいるというふうなお話をして、なかなか警察が取り上げてくれなかったりというふうな、忙しいのかもしれない

せんけれども、そういったことを聞くのですが、実際に不審者が出たというときには、警察との関係の中では、すぐ出動してくれないというふうな話を聞くのですが、その辺についてはどのように考えているのか。

それと、最近安協の関係で都知事の方から司令が出たということで、かなり特別警戒がされているというふうなことなのですが、この暮れにきて防災に関するそういう特別警戒みたいなものは組まれているのかどうなのか、お願いいたします。

それと、次の新エネルギービジョンなのですが、この本につきましては、これは17年の本なのですね。17年の7月1日から施行で、18年3月31日限りその効力を失うというのが記述のあれがあるのですが、ただ、いろいろ具体化に向けて17年度の取り組みが述べられているわけなのですが、今後18年度の予算の確保とか取り組みについてはどのようにこれから進めていくのか。（「18年度」と呼ぶ者あり）18年度なのですよ。そうなのです。これは17年度なのですよ。ぜひ本を見ていただきたいと思います。

それと、あと環境教育の関係なのですが、やはり今、小学校とか学校の中で環境教育というふうなことがいろいろな角度から指摘をされているのですが、学校の取り組みみたいな姿勢につきましては、環境教育につきましてはどのように取り組まれていましたでしょうか。よろしくお願いいたします。

続きまして4点目なのですが、今市長から答弁いただきまして、フットサルにつきましては武蔵野台テニスコートの中で併用しながら検討していくというふうなお話もちらっといただいたのですが、フットサル等につきましてももう少し詳しくお願いをしたいなと思います。

○参事（嶋崎政男君） それでは、私の方からはポイ捨て防止のマナーの件と、環境教育についてお答え申し上げます。

1点目のポイ捨て防止の件でございますが、これは広い意味での社会のマナーということで、道徳の授業等で扱っております。また本年度より「輝け福生、いきいき活動」と申しまして小学校、中学校が同一日に、PTAの方や地域の方の協力も得ながら学校周辺の公園や道路の清掃活動を行っております。このような指導、活動を通して、まちをきれいにしようという、そのような信条を育てていきたいと考えております。

2点目の環境教育についてでございますが、教育委員会内に学校の教員を委員といたしました環境教育推進委員会を設置いたしまして、環境教育の年間指導計画の作成に当たっております。

また、先ほど来出ておりましたエネルギー教育を例にとりますと、理科、それから社会科、技術家庭科、道徳等々で学習指導要領の中で指導事項がはっきりと明記されております。それに従がいはして指導を進めているところでございます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問に答弁いたします。

公共施設にごみ箱を設置する考えでございますが、公共施設でごみが出るような事業を実施したときにつきましては、ごみを一応持ち帰っていただく考え方であります。また過去にはごみ箱を設置した時期もございましたが、安全性の管理の面からごみ箱

を撤去いたした経過もございます。そのようなことから、現在では公共施設にはごみ箱をなるべく置かないようにしております。

市役所でも新庁舎になりましたら職員が使用しているごみ箱も極力少なくして、ごみの削減を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、初めに防犯グッズということの御質問をいただきました。いわゆる侵入盗、泥棒でございますけれども、空き巣でございますけれども、これにつきましては警察の方では落書きが多い地域、あるいはごみ出しのルールが守られない地域に多く発生をしていると、こんなお話をいただいております。

まず、遭わないための対策といたしましては、当然のことでございますけれども、戸締りの確認ということでございます。それから鍵につきましてはツーロック、そして補助鍵を付けるということでございます。それから何といても地域、近隣の住民の方々の見守りということが必要ではないかということでございます。

グッズといたしましては、現在窓ガラスを開けますとブザーが鳴るような、そういったグッズもございます。また補助鍵でございますけれども、これは窓ガラスの上部に付けると有効であると、そんなようなお話を福生警察からいただいているところでございます。

それから、子どもを守る安全対策ということでございますけれども、現在各小学校区におきまして地域安全マップの作成をいたしてございます。各学校の協力をいただきまして、そしてPTAの方、地域住民の方、町会の方が各学校を回りまして、危険な箇所等をチェックしながら安全マップの作成をいたしているところでございます。

それから、不審者情報の関係でございますけれども、現在不審者情報があった場合につきましては、福生警察の方と連絡を密にしながら情報のやりとりを行っているところでございますけれども、いずれにいたしましても、そういった情報につきましては、入手した段階で各関係機関に発信をいたし、注意の喚起を行っている、こういう状況でございます。

それから、防犯の特別警戒はということでございますけれども、福生警察におきましては、12月1日から7日でございますけれども、交通安全キャンペーンということで年末のキャンペーンを実施をいたしているところでございます。

防犯関係につきましては、特にキャンペーンということは行っておらない状況でございますけれども、現在各地域でいろいろと御活躍をいただいております各地区の防犯パトロールということで、各町内会におきましてそういった取り組みを行っている、そんな状況でございます。

それから、18年度の新エネルギービジョンに基づく取り組みということでございますけれども、17年度につきましては、福生エネルギー市民会議を17年度行っておりましたけれども、この中で市民、事業者の方々、あるいは商工会の職員とエネルギービジネスの可能性について引き続き協議をまいりました。

そういった中におきまして、ことしになりましてから環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の募集があることがわかりまして、検討しておりましたエネ

ギービジネスの延長線に位置するということで、補助金の申請を現在いたしているところでございます。このモデル事業につきましては、市が直接行う事業ではなく、市内に設立されましたまちづくり協議会が行う事業ということになります。

環境省に提出しておりますモデル事業の中心は、エコライトハウス事業ということでございまして、環境にやさしい家、環境にやさしい事業所を市内にモデル的に設置をしようというものでございます。

一般の戸建て住宅の場合、具体的には高断熱化へのリフォームを行い、新エネルギー機器、省エネルギー機器を入れ替えていただき、家庭から排出されます二酸化炭素を削減しようとするものでございます。およそ1戸当たり500万円程度の経費に対しまして、協議会から半分程度を補助していこうと、そんな計画をいたしているところでございます。

今後、市といたしましてはモデル事業を地球温暖化対策の基礎として進めてまいりたいと、そんな考えを持っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（吉野栄喜君） フットサルコートの整備の件でございますが、教育委員会といたしまして、さまざまなスポーツがあるわけでございますが、それぞれの種目ごとに施設を整備するというのはとても不可能なことでございますので、既存の施設を改良するときに、市民の声を聞く中で、多目的に使えるような工夫をしてみたいというふうに考えてございます。

○13番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

1点目のごみ対策については、本当に小さいごみが本当に厳しい状態で散乱しているのが見受けられますので、その辺のマナーの向上のためのさまざまな取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

それと、これから暮れから新年にかけてますますふえると思いますので、一つでも二つでもイベントやキャンペーンを打っていただきたいなというふうに思うのですが、よろしくお願いいたします。

それと、防犯だよりの関係につきましては、この回覧版で今部長からもお話がありました、やはり防犯グッズ、特に窓に補助キーを付けるとか、あるいは防犯フィルムを張るとか、防犯アラームを付けるとか、センサー付きライトを付けるとかいうふうな、こういった取り組みというのはやはり必要なものかなというふうにも思うわけですが、さらに子どもたちの見守りとか、さまざまな弱い立場の人を守るような施策のものも、警察との協定の中でぜひこれから進めていただきたいなというふうに思います。

それと、あと新エネルギービジョン、これについてはエコライト事業というのですか、18年度取り組まれるということで、次のステップに向かうということで我々も期待しているわけですが、補助金がここで申請されて、もう何とか受け取ることができそうだというふうな話もちらっと聞くのですが、ぜひ前向きにこの18年度、新エネルギービジョンを進めていただきたいと思っております。

続きまして、公園の整備につきまして、今フットサルについては具体化に向けて、

あるいは多様化ができるような、そういった整備をしながら検討していくというふうなお話がありましたので、本当にこれからはそういう時代だと思います。ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、それ以外のスケートボードにつきましても、かなり若い人たちの話を聞くと「あったらいいな」というふうなお話があるので、これもこれからの公園の建設する一つの手法の中にぜひ取り入れていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月7日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時53分 延会